

令和4年6月定例会 消費者・環境対策特別委員会 (6月付託)

令和4年6月28日(火)

[委員会の概要]

喜多委員長

ただいまから、消費者・環境対策特別委員会を開会いたします。(10時32分)

直ちに、議事に入ります。

本日の議題は、当委員会に係る付議事件の調査についてであります。

付議事件につきましては、お手元に御配付の議事次第のとおりであります。

まず、理事者において、説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

【報告事項】

○令和3年度野生鳥獣による農作物被害の状況について(資料1)

○令和3年度徳島県流域下水道事業会計の決算概要について(資料2)

平井農林水産部長

農林水産部より1点、御報告させていただきます。お手元の資料1を御覧ください。

この度、令和3年度の野生鳥獣による農作物被害額がまとまりましたので、御報告いたします。1被害額は、9,105万5,000円で、前年度から3万1,000円の増となっております。

2 獣種別被害額の状況としましては、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザルによる被害は減少しましたが、鳥類による被害が増加しております。このうち、イノシシは、3,405万7,000円、前年度比0.2パーセントの減、ニホンジカは、3,014万9,000円、前年度比4.8パーセントの減、ニホンザルは、1,787万3,000円、前年度比6.8パーセントの減となっております。一方、鳥類による被害額は、695万4,000円、前年度比60.5パーセントの増であり、防除対策実施地域の周辺で、カモ類による野菜の被害が拡大しております。

3 今後の対策としましては、イノシシにつきましては、農作物被害に応じて防除対策、捕獲対策を強化するとともに、眉山など市街地周辺において、安全かつ効果的なIoT捕獲技術を活用してまいります。ニホンジカにつきましては、果樹被害地域での防除対策、捕獲対策を強化するとともに、引き続き、剣山山系や県境付近など高密度地域での個体数削減を推進してまいります。ニホンザルにつきましては、GPS首輪による群れの加害レベルや行動圏を把握し、加害レベルに応じて、集落一体となった群れ捕獲や防除対策を促進してまいります。また、鳥類に対しましては、農業用不織布やテグスを用いたカモ被害対策を普及してまいります。

なお、参考に令和3年度のイノシシ、ニホンジカ、ニホンザルの捕獲数の速報値を記載しておりますので、御確認ください。

報告事項は以上であります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

徳永県土整備部副部長

県土整備部より1点、御報告させていただきます。資料2を御覧ください。

令和3年度徳島県流域下水道事業会計の決算概要についてでございます。この決算につ

きましては、地方公営企業法の規定に基づき、監査委員による決算審査を受け、9月定例会に提出し、決算認定特別委員会において御審議いただく予定となっております、このほど決算調製が終了いたしましたので、その概要につきまして御報告を申し上げます。

(1) 業務の状況でございます。令和3年度の旧吉野川流域下水道事業会計における年間汚水処理量は190万8,698立方メートル、1日あたりおよそ5,229立方メートルでございます。

(2) 収支の状況でございます。まず、左下に記載のア、収益的収支につきましては、市町の管理運営負担金や長期前受金戻入などの収入と指定管理料や減価償却費などの支出が、ともに9億184万8,419円となっております、当年度差額はございません。

次に、右側のイ、資本的収支でございます。収入は企業債や一般会計からの繰入金など、5億4,920万9,824円、支出は企業債償還金など、5億4,906万3,740円となっております、当年度は14万6,084円収入が支出を上回っております。

流域下水道事業会計の令和3年度の決算概要については、以上でございます。今後とも、適正かつ効率的な経営を行い、持続可能な下水道サービスの提供を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

報告事項は、以上でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

喜多委員長

以上で説明等は終わりました。

それでは質疑をどうぞ。

岩佐委員

私から1点だけ質問させていただきます。

委員長も、一般質問でされたのですが、成年年齢引下げに伴う消費者トラブルに関して、質問していきたいと思えます。

この4月1日から、成年年齢が18歳に引き下げられました。以前から引下げに伴って、18歳、19歳が親の同意もなく、クレジットカードであったりとか、いろいろな購入もできるということで、いろいろな消費者トラブルに遭わないかということも危惧されて、それに向けて啓発であったりとか、高校での授業等を行ってきたわけなのですが、4月からはまだ3か月という状況ではあるのですが、現状、県内において、この18歳、19歳の消費者トラブルがあるのか。また、相談等があるのかどうかを教えていただけたらと思えます。

飯田消費者政策課長

ただいま岩佐委員から、成年年齢引下げに伴います、18歳、19歳、若年者の消費者トラブルの発生状況について、御質問がございました。

委員からお話がありましたとおり、本年4月1日からの成年年齢18歳引下げによりまして、18歳、そして19歳の若者が、自分の意志で様々な契約ができるようになるなど、自己決定権が尊重され、積極的な社会参加が期待されているところでございますが、その一方で、これまで付与されておりました未成年者取消権が行使できなくなることから、悪質業者のターゲットになるといったところが、全国的に懸念されているところでございます。

令和4年4月1日以降、県の消費者情報センターが対応した、契約当事者年齢が18歳、19歳の方の相談件数は、9件となっております。昨年の6月末時点と比べて、2件の増加をしているといった状況でございます。

なお、この9件のうち、成年年齢引下げが要因となってトラブルにつながったと考えられる相談が1件ありましたが、相談員が適切に対応いたしております。その相談の中身は、18歳の子供が、親の同意なく光回線の契約をして、親のほうから解約、また配線工事の原状回復についての相談があったということでございますが、未成年者取消権は行使できないので、まずは契約当事者が事業者と交渉するようにといった助言をしたところでございます。

消費者情報センターにおきましては、若年者に対する丁寧な消費生活相談の実施はもとより、特に若者が被害に遭いやすい消費者トラブル情報や、消費者ホットライン188をはじめとする相談窓口の周知、そして、さらには県内の大学、高等学校及び専門学校などとネットワークを構築することによりまして、被害情報の速やかな共有を図っているところでございまして、引き続き、18歳、19歳、若年者が相談しやすい環境づくりを推進してまいりたいと考えております。

岩佐委員

県内の状況は9件の相談があつて、契約に関しては1件という御報告を頂いたのですが、全国的に、こういった18歳、19歳、若年者への消費者トラブルというのがどのようになっているのか、もし全国の状況とか把握していたら、教えていただけたらと思います。

飯田消費者政策課長

ただいま岩佐委員から、全国の状況という御質問がございました。

今、県で管理しております情報センターの数値は把握しているのですけれども、現時点での国の数値というのは、申し訳ございませんが把握はしておりません。ただ、全国的な報道として、18歳、19歳の消費者トラブルで、未成年者取消権を行使できないことを要因としてトラブルがあつたというようなことは、今のところ大きな報道等にはなっていないというふうに承知をいたしております。

岩佐委員

今のところは、大きな問題は発生はしていないというところで、若干安心はしているのですけれども、やはり、今の18歳、19歳ですね、成年年齢が引き下げられたというのと、今年に関しては、コロナのいろいろな自粛等も若干緩和されてきたところで、新生活をスタートした中なので、そこらトラブルが発生していないかというのは、大変不安に思っていたところもあるのですけれども。引下げに伴うこういったトラブルが起こるのではないかと当事者もやはり気にしているところもあつたり、周囲も注意をしているところもあるのかなと推測するのですけれども、これから慣れてきたところで、いろいろな問題、トラブル等が起こりやすいのかなと思っております。当然、18歳、19歳だけではないのですけれども、特にコロナ禍で、自宅で過ごすことも多かったということで、やはりインターネット関連のいろいろな消費者トラブルというのも増えていると推測するのです。これちょっと

事前には言ってなかったのですが、全世代において、最近のインターネット関連の消費者トラブルの傾向等が分かれば教えていただけたらと思います。

飯田消費者政策課長

ただいま岩佐委員から、インターネット関連のトラブルで、御質問を頂いております。

特に、近年、インターネット通販に係るトラブルというのは、非常に多くなっているといった全国傾向は一つございます。加えまして、インターネットの中でも、SNSの関係で申しますと、消費者白書が出たところなのですが、令和3年に全国の消費生活センターに寄せられた相談件数が85万2,000件、そのうちの5万406件がSNS関連の相談となっております。これは4年前の数字と比べますと3倍以上となっているなど、近年増加をしているといった状況でございます。

それで、本県の状況を申しますと、こちら令和3年度に、県消費者情報センターに寄せられた相談2,378件、このうちに、SNS関連の消費生活相談件数は200件ちょうどとなっております。こちら4年前の69件と比べますと約3倍となるなど、国と同様に増加傾向となっております。若年者であります。例えば20代からの相談でいいますと、SNSで初期費用無料のFXの自動売買ツールを勧められたと。その後、有料プランを勧められているのだけでも、返金を希望するといった内容が入ってきております。

岩佐委員

インターネット関連、特にそのSNS関連のものが全国的にも、また本県においても3倍近く増えてきているというようなことなので、この流れというのは、やはり今後も当然続くのかなと思っています。先ほどの消費者政策課長からの答弁の中にも、ホットライン188であったり、また、大学等との連携というようなこともあるわけなのですが、具体的にですね、特にやはり一人暮らしを始めた学生さんであったり、就職をした方というのが、これから慣れてきた中で、さらに注意喚起であったりとか、先ほどの188という相談体制というのは、しっかりと知っておくべきだと思います。先ほどの話と重複するかどうかは思いますが、こうした18歳、19歳への、まあ高校ではいろいろ授業等でもあると思いますけれども、新生活を始めた世代への注意喚起というのを、今後さらにどのように行っていくのか、教えていただけたらと思います。

島田消費者政策課消費者行政グローバル担当室長

成年年齢引下げに関しましては、昨年度は、成年年齢引下げを目前に控えた重要な局面を迎えていたことから、成年年齢引下げに伴う消費者被害防止一斉キャンペーンとして、様々な取組を行ってまいりました。

今年度におきましても、若年者に対して、インターネットにおけるターゲティング広告や、成年年齢引下げをテーマとした消費者まつりの開催等、さらなる徹底プロモーションを展開しているところでございます。

また、大学生に対しましては、本年3月に県と県内4大学、高等専門学校、また消費者庁の新未来創造戦略本部が一堂に会しまして、成年年齢引下げに関する各校の取組等の意見交換を実施したところでございます。

また、新未来創造戦略本部と連携いたしまして、各大学での消費者教育に関する講義でありますとか、令和4年度の入学の際の新入生オリエンテーションにおいて、消費者トラブルに巻き込まれた際の対処法や相談窓口等についての周知啓発を行っているところでございます。

今後とも関係機関との連携を強化いたしまして、若年者に対する啓発に努めてまいりたいと考えております。

岩佐委員

大学等ではいろいろな意見交換であったりとか、オリエンテーションとかは可能かと思いますが、やはり就職をされた18歳、19歳の方もいらっしゃいます。自分で仕事をして、お給料をもらってというようなことも、自分で使えるお金というものもできてきますので、しっかりとそういった世代に届く、ターゲティング広告ということもおっしゃっていただけけれども、また新たないろいろな手口等も出てくるかと思っておりますので、しっかりとその辺、バージョンアップしながら注意喚起、啓発ができるように進めていっていただきたいと思っております。

最後に、これまでも高校等において「社会への扉」ですかね、そういった教材を使って、消費者教育というのを進めてきたと思っておりますが、やはりその18歳、19歳とも同じですけども、新たないろいろなトラブル等増えてくるかと思っております。加えて、いろいろなトラブルだけではなく、お金の使い方等も、やはり学生の頃からしっかりと学んでおくべきだとは思いますが、今後、高校等において、こういった消費者教育をどのように進めていくのかというのを教えていただきたいと思っております。

今田学校教育課長

ただいま岩佐委員より、成年年齢引下げに伴う高校段階における消費者被害防止を含め、自立した消費者を育成するための今後の取組についてということで御質問を頂きました。

成年年齢引下げに伴いまして、成年になる直前の時期であります高校における消費者教育を充実していくということが非常に重要であると認識をしております。

これまでも高校におきましては、家庭科における消費生活の授業でございますとか、御案内いただきました消費者庁作成教材の「社会への扉」を活用した授業などを通じまして、高校生に対する被害防止、消費者教育を進めてきたところでございます。

まず家庭科の授業におきましては、家庭科の学習指導要領でも、消費者被害の未然防止につながるよう悪質商法や多重債務、インターネットを通じた消費者被害など、近年の消費者被害の状況にも触れるというふうに記載をされておまして、実際の授業におきましては、国民生活センターのサイトや、県消費者情報センターからの具体的なトラブル事例などを参考にしつつ、生徒が自分ごととして考えることができるよう、各方向において授業の工夫が行われていると承知をしております。

それから、消費者庁作成教材「社会への扉」についてですけども、先ほど御指摘いただきましたネットショッピングでありますとか、またSNSによる誘引といった手法があるといったことも、イラスト付で紹介されているものでございまして、トラブルに遭いやすい販売方法ですとか、クーリングオフなど契約の解除方法、トラブルに遭ってしまった

場合の対処法について学ぶ構成となっております。本県では全国に先駆けて、平成29年度より県下全ての高校において、この教材を活用した授業を実施しているところでございます。

さらに、昨年度から全ての公立高校におきまして、成年年齢引下げをテーマに、講演、出前授業を実施しております。弁護士等の専門家を講師として派遣して、この若者の消費者トラブルに関する授業などを実施しております。

また、年度初めには、県立高校の校長先生に対しまして、成年年齢引下げに対応した消費者教育の充実を改めて依頼するとともに、トラブルが発生した場合の相談窓口についても、改めて周知を行ったところでございます。

本県として、今後も自立した消費者の育成に向けまして、関係部局とも連携を図りながら、引き続き学校の取組をバックアップしてまいりたいと考えております。

岩佐委員

高校生の時点から、いろいろなお金の使い方とか、トラブルへの対処の仕方等々ですね、しっかりと身につけていていただきたいと思っております。

重ねてにはなるのですが、やはりいろいろなデジタル関連のことが進んできています。そういう意味でも、そういったものへのトラブル等も新たなものが出てくるかと思っておりますので、やはり県としては、消費者庁の新未来創造戦略本部と連携をしているということでもありますので、しっかりとバージョンアップもしながら、消費者教育というのを広めていただいて、若年層だけではなく全世代において、そういった消費者トラブルに遭わないように施策の展開をお願いして終わります。

吉田委員

2点、質問させていただきます。まず、海洋ごみの対策について、お聞きします。

徳島県は現在、徳島県海岸漂着物対策推進地域計画に基づいて、海洋ごみの対策がとられていると承知しておりますけれども、この計画の概要を教えてください。

松本環境指導課長

ただいま吉田委員から、徳島県の地域計画についての御質問がございました。海岸漂着物対策推進地域計画というものでございます。そもそも海岸漂着物対策につきましては、総合的かつ効果的に推進するための指針といたしまして、2012年、平成24年でございすけれども、徳島海岸漂着物対策取組指針というものを策定しております。しかしながら、近年では、海洋プラスチックごみ問題、あるいはマイクロプラスチックによる海洋汚染の問題というのがクローズアップされてきております。そのような中で、SDGsでもターゲットの14に、持続可能な開発のために海洋資源を保全し、持続可能な形で利用するという目的が掲げられました。さらに大阪ブルーオーシャンビジョンで、2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指すということが、各国で共有されたところなんです。

このような中、我が国におきましても、海洋漂着物処理推進法が改正をされました。これが平成30年でございす。このような国内外の情勢を踏まえまして、これまでの取組の

充実や、新たな課題に対応するために策定されましたのが、この地域計画というものでございます。特にこの中の地域計画の中におきましては、海岸漂着物対策の内容としまして、円滑な処理と発生抑制、特に発生抑制の中では啓発ということを拡充をされた方策としまして、盛り込んでいるところでございます。

吉田委員

近年のプラスチックごみをめぐる世界の状況から、法律も改正され、徳島でも平成24年に取組指針が決まっていたのですけれども、それが、海岸漂着物処理推進法が整備されることで、今回、この地域計画に基づいて行われているということでした。これを読ませていただいたのですけれども、ほぼ前の方針、指針を踏襲しているような内容になっていまして、今、環境指導課長から御説明があったように、基本に、処理と発生抑制を車の両輪とする関係者の体制づくり、重点区域の設定、災害などの緊急時の対応ということで示されているところです。この地域計画という名前の計画なのですけれども、処理と発生抑制、特に処理のほうなのですけれども、計画性をもって進められているのでしょうか。現状を教えてください。

松本環境指導課長

この計画の中での、特に処理の部分でございます。処理の件につきまして、御質問がございました。海岸漂着物につきましては、海岸漂着物処理推進法におきまして、海岸管理者で処理をしていくと、処理責任があるということになっておりまして、それで環境省の補助金制度に基づきまして、毎年、回収事業がなされているというところでございます。

吉田委員

環境省の補助金で、毎年、回収事業が行われているということなのですけれども、近年のこの回収事業の成果を教えてくださいたいのです。例えば、平成31年度でしたら、9件で、2,200万円を利用して、457トン回収ということが、以前の御答弁でもあったかと思うのですけれども、最近、その後どうなっているのかということが分かりましたらお願いします。

それと合わせて、回収の時に、ごみの組成などの調査もされていると思うのですけれども、それについても御報告ください。

松本環境指導課長

ただいま国の補助金に基づきます回収事業につきまして、お問合せがございました。

直近の状況という御報告になってしまうのですけれども、まず、制度の概要から御説明させていただきます。

具体的に、各海岸管理者から環境指導課に対して、海洋ごみの回収事業や啓発活動に係る事業費の申請がございました。それを受けまして、環境指導課から環境省に要望いたしまして、環境省から海岸管理者に対して直接補助ということになっております。ただ、市町村がこの補助事業を行う場合には、環境指導課から当該市町村への間接補助となっております。補助率は原則10分の7でございます。直近と申しましたのが、令和3年度の事業実績額でございますけれども、こちらが、1,779万8,000円となっております。令和3年

度の回収量は、海岸漂着物が41.36トン、海底の堆積物が5.09トンというところがございます。

あともう1点、御質問がございました海岸漂着物の組成調査についてでございます。こちらにつきましても、本県海岸は、地形やあるいは自然環境、利用状況、それから海岸の防護機能などの特性をもとに、大きく瀬戸内海側の讃岐阿波沿岸、それと紀伊水道に面しました紀伊水道西沿岸、さらに太平洋に面しました海部灘沿岸に分類することができます。このような海岸の特性を踏まえまして、組成調査も各沿岸の中から1か所の海岸を選びまして、合計3か所で実施をしているところでございます。

具体的には、讃岐阿波沿岸では瀬戸漁港海岸、紀伊水道西沿岸では小松海岸、海部灘沿岸では内妻海岸でそれぞれ実施をしております。年1回、台風などで一時的に堆積物が増加する時期を外しまして、おおむね11月頃、海岸漂着物の組成や漂着量を調査をしております。令和2年度から開始をしております、令和2年度及び3年度の2か年間に回収した海岸漂着物の合計は、9.76トンでございます。そのうち一番多かったのが、これは自然木と言いますか、流木などの自然物でございます、6.06トン、全体の約62.1パーセントを占めております。2番目に多いのがプラスチックでございます、2.41トン、これは全体の約42.6パーセントでございます。3年目を迎える今年度は、この3年間で各海岸の漂着物がどのように変化してきたかにつきましても分析をすることとしております。それで、このような分析結果でございますけれども、今年度実施をいたします海洋ごみ発生抑制に係るプロモーション事業で制作いたしますホームページに掲載することといたしまして、御覧になる方々に、海洋ごみ問題への関心を持っていただくことを予定をしているところでございます。なお、本年度は、現在の調査ポイントであります3海岸での調査が一区切りを迎えますことから、今後はボランティア団体からの情報も参考としながら、調査ポイントを変更するなどにより、さらなる県内沿岸の情報把握に努めてまいりたいと考えております。

吉田委員

年に1回調査をしているということで、3か所を決めてということなのですけれども、先ほどの分析の結果のパーセントが、合わせて100を超えますので、それはまた後で訂正してください。

ほぼ計画的に調査とか回収をされているということなのですけれども、まだまだ間に合わないような印象があります。それで、最初に取り組方針が決定した頃に、平成21年から23年度にかけて、大規模なグリーンニューディール基金によって調査が行われているということがホームページに出ていて、見せていただいたのですけれども、この調査で、大体の組成は、今、環境指導課長がおっしゃったような最近の結果と大体似ているのですね。プラスチックがだんだん増えてきている印象があるのですけれども、このプラスチックごみの特に多いところの地点も、10年前の調査で出ているので、プラスチックごみを重点的に回収するような計画というか、プラスチックごみに特化したような方策が必要ではないかと思うのですけれども、それについてはどのように考えられますか。

松本環境指導課長

ただいま吉田委員から、プラスチックごみに特化した回収をしてはどうかという御質問だったかと思えます。私もボランティア活動に参加したことがございます。実際に回収いたしますと、やはりプラスチックごみがたくさんあるのですけれども、そのほかにもいろいろなごみもございますので、プラスチックごみだけを回収するというのは、なかなか現実的には難しいといえますか、そこにあるごみを回収するということになるかと思えます。また、そういうほかのごみも回収するという事の中で、全体のプラスチックのパーセンテージというの把握できるのではないかと思います。従いまして、プラスチックごみがたくさんあるという現状がございますので、プラスチックごみも回収しつつ、さらに周辺のごみも回収していくということで回収事業を進めてまいりたいと考えております。

吉田委員

その同じ場所からプラスチックごみだけを選んで回収するという意味ではなくて、前の大規模な調査の結果で、30か所、20か所ぐらいの場所を選んで調査をされて、その中で、プラスチックごみの多い地域と、ほとんどが自然木の地域とはっきり分かれています。そういうプラスチックごみが比較的多い地域を重点的にされたらという意味なのですけれども、もう一度お願いします。

松本環境指導課長

大変失礼いたしました。過去のデータ等を踏まえまして、検討してまいりたいと思えます。それぞれの海岸によりまして、潮の状況とか、環境とかいろいろな状況で、そのあたりには特定のごみが多いとか、あるいはここはごみが少ないとか、そういうふうなこともございます。今、御指摘いただいたように、過去のデータも参考にしながら、プラスチックごみが多いという箇所については、私どもも監視パトロール等で可能な範囲で、現場の状況、海岸の状況を確認しております。また、様々な海岸の状況につきましては、海岸管理者や、あるいはボランティア団体の方々の情報も頂きながら、プラスチックごみの状況について、現場を確認して調査するという事も検討していきたいと思えます。

吉田委員

最近も、少しずつ調査を積み上げられていますけれども、過去の大規模な調査が24か所ぐらい調査しているみたいなのですけれども、それぞれのごみの特性であるとか、どういう課題があるかということが、それぞれの調査地で詳しく調査結果もまとめられています。このグリーンニューディール基金の調査というのはすごい貴重かなと思って見させていただきました。是非、こういう調査も生かして、実際の回収が進むことと、発生抑制はもちろんなのですが、海岸の景観の保全ということで、観光も本当にこれから徳島の経済のために頑張っていかなければならない最重要な分野なので、国の予算を当てにしないといけないところもあると思うのですけれども、これに力を入れて取り組んでいただきたいと思えます。

それに関連して、ボランティア団体の方から要望が幾つかありまして、扶川委員とか黒崎議員が聞かれたことと思うのですけれども、海ごみ回収のボランティアをされている議員さんからのお話ですね、回収してくれるのに、市町村によって協力してくれる度合い

に温度差があるということをお聞きしたのです。これについて、県としてはどのように把握されていて、どういうふうに取り組んでいかれるのかということをお願いします。

松本環境指導課長

ただいま吉田委員のほうから、ボランティア団体が回収した海岸漂着物に対する市町の処理について、お尋ねがございました。ボランティア団体が回収しました海岸漂着物は一般廃棄物でございますので、各市町が定めた一般廃棄物処理計画に従って処理されることとなります。一般廃棄物の処理は、各市町村の自治事務でございますことから、当該計画の策定には地域裁量の余地が大きく、その結果、委員御指摘のように、市町によって対応に相違が生じているものと思われまます。もっとも、一般廃棄物の処理に関しては、その処理全体につきまして統括的な責任を要する市町村の役割が極めて重要であるということにつきましては、環境省の通知でも明確に示されているところでございます。従いまして、市町村におきまして、一般廃棄物の処理が滞り、結果として住民の生活環境の保全や、公衆衛生の確保に支障が生じることがあってはならないというところでございます。そこで、県としましては、市町村に対し、必要な通知の送付や関係法令の説明会を開催することなどにより、一般廃棄物の適正処理について技術的助言を行ってきたところでございます。

今後とも、海岸漂着物の適正処理につきまして、市町村に対し、さらなる説明やアドバイスを行うとともに、必要に応じまして、個別に市町村と協議を行って、ボランティア団体の方々が回収した海岸漂着物の処理に困惑するということがないよう、市町村としっかり連携してまいります。

吉田委員

地域計画の中にも、海岸漂着物対策に関する関係者の役割分担の中で、市町村の役割の中で、しっかり明記されてます。今、個別にも協議していただけるということで、心強く思っておりますので、よろしくをお願いします。

あと海洋ごみについて最後の質問なのですけれども、環境教育について、お聞きします。今年度の事業で、海ごみのプロモーション動画を作成するということが、先ほど環境指導課長からも出ましたけれども、この動画作成において、子供たちにも積極的に関わってほしいという意見があるのですけれども、これについて、どう考えられますか。

松本環境指導課長

ただいま吉田委員のほうから、プロモーション事業への子供たちへの関わりについて、御質問を頂きました。

今回作成します動画につきましては、実際に学校の授業で活用できる教材となるよう、県教育委員会と連携し、動画やパンフレットの制作過程における打合せに教育委員会に参画いただくなど、教育目線での御意見を頂戴した上で、子供たちが主体的に漂着ごみ問題を考えることのできる内容にしていきたいと考えております。また、子供たちがボランティア活動に取り組んでいる姿、これを学習動画に取り込むということは、子供たちの好奇心を触発し、環境問題への意識を高めるといった啓発効果があるというふうに考えます。そこで、個人が特定されない形で、子供たちの活動を動画のコンテンツに含めたいと考え

ております。さらに、県のホームページにボランティア活動の情報を掲載することで、子供たちが、御家族や身近な人たちと清掃活動に気軽に参加ができる、そのような環境を整備できるよう努めてまいりたいと考えております。

吉田委員

県教育委員会の意見も聞いたりということ、教育的な目線、子供の目線も十分取り入れていただけたということだったのですけれども、子供たちへの教育は、何と云うか、動画を見るだけというよりも、経験をしたことが一番になると思いますので、また沿岸の市町の学校では、こういう海岸ごみの取組に継続的に取り組んでいるところもあるかもしれませんので、そういう情報も十分集めていただいて、できるだけ子供たちが経験して参加できるというような体制に近づけていっていただけたらよいようにお願いします。

もう1点、水素立県徳島水素グリッド構想についてお聞きします。ウクライナ危機で、国の安全保障、国防とかの議論も高まっているところなのですけれども、何と云っても食とエネルギーの自給という問題が、喫緊の課題ということが浮き彫りになっていると思います。そこで、徳島では、水素立県徳島、水素自動車の水素ステーションの先進地ということで、知事もこれを徳島の売りにしているところです。第6次エネルギー基本計画のエネルギーとして、アンモニアと水素が正式に位置づけられたということで、水素が燃焼時にCO₂を排出しないということなのですけれども、燃焼時にCO₂を排出しなくても、製造時に排出してしまっただけでは元も子もないということで、今、この水素という無色透明の気体が、いろいろグリーン水素とかブルー水素とかグレー水素とか名前が付けられていると思います。このことについて、水素の色分けについて、まずお聞きします。

加藤水素グリッド推進室長

吉田委員より、水素の色分けについて、御質問がございました。一般的に水素は自然エネルギー由来の水素をグリーン水素、それから化石燃料から生成する水素の中で、その時に発生するCO₂を固定化して排出しないようにするものをブルー水素、化石燃料から発生した水素で、それそのものの処理をしないものをグレー水素ということで、この3種類に分けて、一般的に呼び習わしているところでございます。

吉田委員

一般的にはこの3つということでは言われています。ほかにも、徳島の今使っている水素は東亜合成株式会社からの副産物である水素を使っているということで、良い考えかなと思うのですけれども、これについては調べていて知ったのですけれども、ホワイト水素という名前がついているみたいで、生産量がコントロールできないという欠点があるみたいです。昨年、この生産量について質問をしてきました。それで、徳島の水素自動車の今の保有台数、徳島で何台稼働しているとか、水素ガスもあるのですけれども、今の東亜合成株式会社の水素は、当面、少しずつ増えていっても困らないくらいの量があるというような御答弁はいただいておりますが、今後、水素立県徳島を推進していくに当たり、やはり、生産量が今後どうなるか分からないホワイト水素プラス、私としましては意味があるのは、やはりグリーン水素を利用する水素立県徳島であってほしいという思いがあります。それ

について、県の考えはどうなのでしょう。

加藤水素グリッド推進室長

吉田委員から御指摘のとおり、グレーではなく、グリーンを目指すべきとの御質問でございますが、もちろん、脱炭素を推進する観点からは、水素を生み出す際にも化石燃料を使わない、自然エネルギー由来のグリーン水素の活用が第一であるというふうには考えております。ただ、先ほど御質問の中にもございましたように、第6次エネルギー基本計画の中で位置づけられた水素、アンモニアにつきましては、その後、国の法律を改正いたしまして、エネルギー供給構造高度化法の中で、ブルーとかグリーンとかグレーとかの種別にかかわらず、燃焼時に二酸化炭素を排出しない水素、アンモニアの全てが非化石エネルギーの位置づけということになっておりまして、同じく改正されました、いわゆる省エネ法ですね、エネルギーの使用の合理化に関する法律につきましても、来年度から、事業者には義務づけられました、この非化石エネルギーの導入目標についての数値につきまして公表する必要があるのですけれども、それについても、この水素というのは、グレーとかブルーとかグリーンを問わずに、算定数値に入れることができるというふうに規定されております。そういう状況の中で、先ほどおっしゃっていただきましたように、東亜合成株式会社の副生水素のように、製造工程にかかわらず、どうしても発生してしまう水素を有効活用するというような水素ステーションのように、いわゆる一般的な分類ではグレーになってしまう、先ほどホワイトという呼称もございましたが、3つに分けるとすると、どうしても化石燃料から発生するのでグレーになってしまうようなものについても、総合的に考えますと、移動距離もなく、生成したところからすぐに水素ステーションに入れるということで、脱炭素に大きく貢献していただけるというような事例もございますので、まずは、その水素の由来や、活用の工程、あるいは導入コストなども踏まえまして、脱炭素の状況が現状よりも改善する、向上するような状況になるように水素の導入に取り組んでいく必要があるのかと考えております。

吉田委員

ブルー水素とかグレー水素も合わせて、国が非化石エネルギーと認めているという事実はあるのですけれども、非化石エネルギーという分類をそもそも何でしているのかとか、どうして脱炭素社会を推進しなければならないのか、目的を考えたときには、やはりグリーン水素が望ましい、それは県も同じ認識だと思うのですけれども、グレー水素というのは、そのままガスを燃やして何もしないのがグレー水素ですよね。ブルー水素は、その発生した二酸化炭素を貯留したり固定したりして、発生しているけれども、それを地上に出さないという技術で、これはまだ技術開発途上で、2030年までにある程度の脱炭素を軌道に乗せるためにはとても間に合わないのではないかとされています。自然エネルギー協議会の会長県の徳島県で、水素を打ち出しておられる姿勢は、一定の評価はできると思うのですけれども、将来を考えたときに、やはり、もっともっと再生可能エネルギーを促進していただいて、今の計画にあります屋根置きソーラーも、どんどん各家庭に付くようになっていって、家庭のエネルギーは太陽光で賄うというような状況が軌道に乗ってくれば、大きなメガソーラーの発電した電気で水素を作るといっているので、そういうのが見えてき

たときに、水素立県徳島というのが本物になるような気がしています。そういうことも視野に入れて、今後の水素の政策に活かしていただきたいということを要望しておきたいと思います。

山田委員

私のほうからも、先に岩佐委員からも出ていた消費者行政からまずいってみます。先ほどの話の9件と、消費者政策課長から報告があったのですが、国民生活センターの統計で、2020年度、全国の消費者センター等で受け付けた消費者トラブルの相談件数は94万弱あって、このうちの2.9パーセントが20歳未満の契約当事者から、9.4パーセントが20歳代から寄せられたというふうな報告があります。成年年齢を境に、消費者トラブルに遭う人が、やはりかなり増えているということが、この統計からも分かるわけですね。だから、9件だからといって、そのままよいというわけではないと思うのですが、まず質問したいのは、国会でも、未成年者取消権が対象外になるということが大問題になって、参議院でも2018年の民法改正案の審議の際に、参議院の法務委員会は、全会一致で附帯決議を挙げたというふうに言われています。もし把握していたら、その附帯決議の中身が8項目あると思うのですが、中身と、それが3年たっているわけですから、その附帯決議の内容は実現しているのかという点について、まず伺います。

飯田消費者政策課長

山田委員から、相談件数、そして参議院での附帯決議についての御質問がございました。

委員からお話がありましたように、9件というこの数字につきましては、県消費者情報センターといたしましては、決して少ないという認識ではおりません。全国的にもまだ聞こえてきてはいないところではございますけれども、先ほど委員から話があったように、20歳になると相談件数が増えるという事実は、やはり成年になったところで、悪質事業者との接点によってトラブルが増えているといったことを表していると思いますので、例えば1年たってみて、それがどういうものかというのが、数字が出てきたときに、恐らく、今、全国的に懸念されていることが形になってくることもあるのかなというふうに思っております。

消費者情報センターにおきましては、先ほども申しましたけれども、若年者に対します丁寧な消費生活相談の実施はもとより、特に、若者が被害に遭いやすいトラブル情報や、188をはじめとする相談窓口を周知するとともに、大学、高校、専門学校とネットワークを構築して、被害者情報の速やかな共有を図りまして、子供たちの被害を一つでも減らしていきたいというふうに考えております。

またもう一つ御質問のございました、参議院の附帯決議については、今、手元にはございませんので承知できておりません。

山田委員

またこれについて、機会を見て質問していきたいというふうに思うのですが、実は、この附帯決議が、残念ながら3年間たっているけれども、余り実効性を挙げていないというふうに聞いていますので、これについては、引き続き聞いていきたいと思っております。

ここで問題なのは、さっきからずっと話が出ている消費者ホットラインの188ですね、この取組が、非常に重要な取組の一つになるというふうに思うのですけれども、一体この188、どれぐらいの相談数で、どういう内容になっているのかということと、私、18歳の高校生の方にも聞いてみたのですけれども、知らんというような声も返ってきて、もちろん全ての方がそうではないと思うのですけれども、広報を含めて、これ非常に重要なツールだと思うので、それについて、御報告いただけますか。

飯田消費者政策課長

山田委員から、188の相談状況について、御質問がございました。

188と申しますのは、短縮ダイヤルでございまして、消費者情報センターは、センター固有の電話番号を持っております。その両方を利用して、今、相談を受けている状況でございまして、その県消費者情報センターにおきます相談状況について、お話しさせていただきたいと思っております。

令和3年度につきましては、相談受付件数は2,378件、こちらにつきましては、対前年比で90.2パーセントとなっております。1割ほど減っているわけなのですけれども、分析しますと、新型コロナウイルス感染症に関する相談が減っているといったようなものが、少し見えてきている状況でございまして。

相談受理方法につきましては、電話相談が最も多く、2,151件で、全体の90パーセントを占めている状況でございまして。

契約当事者の年齢構成につきましては、最も多いのが60歳代で373件、全相談数の15.7パーセントを占めております。次いで50歳代の365件、40歳代の354件というふうになっております。それで、もちろん若者からの相談もございまして。委員から、今、お話がありましたように、全ての高校生が県消費者情報センターの存在を知っているというところまでには、まだ至っていないのかなというふうに思っております。高校での授業の機会ですとか、様々な啓発の機会を捉えまして、しっかりと周知してまいりたいと考えております。

山田委員

分かりました。これについても引き続き注目しながらやっていきたいと。この関係で、国民生活センターの研修問題を、ずっと過去から聞いてきたのですけれども、昨年度の実績ですね、それから今年度の計画、参加人数や充足率等々も含めて教えてほしいと思っております。

島田消費者政策課消費者行政グローバル担当室長

山田委員から、国民生活センターの研修の状況について、御質問がございました。

昨年度、徳島県内では8回の研修が実施されました。参加人数につきましては、239名が参加し、充足率は60.5パーセントでございまして。

また、本年度の計画の予定でございまして、本年度においては、徳島県内で6回の研修の開催が予定されておるところでございまして。前年度比から2回少ないというふうになってございまして、国民生活センターの研修全体としまして、集合研修の回数が減少しているところではございます。また一方では、オンライン研修の開催が拡充されております。今

後とも徳島県は研修拠点として、徳島にふさわしい研修を実施できるよう、国民生活センターと協議してまいりたいと考えております。

山田委員

もう余りしつこく言うつもりはないのですが、研修センターの拠点と、当初は看板も掛かっておりました、この10階に。看板が外されて、もう全国ほぼ同じような格好で研修は進めていこうと、相模原は別にしてね。相模原は拠点ですけれどもというふうになっているので、私自身は、この国民生活センターの研修内容を見ても、やはり消費者庁の全面移転については、非常に疑義があると議論をしてきました。消費者教育や消費者行政を進めるのは本当に重要なのですよ。だけど全面移転ということについては、『『未知への挑戦』とくしま行動計画』というのがあります。この令和4年度版で、2022年に消費者庁等の徳島移転、全面的移転ということが明記されています。今年です。全くそういう動きも機運もありません。まずはこのことについて、どういうふうに認識されているのかと。

島田消費者政策課消費者行政グローバル担当室長

山田委員から、消費者庁の徳島への全面移転について、御質問を頂きました。

令和2年7月30日に、本庁機能を備えた恒常的拠点といたしまして、消費者庁新未来創造戦略本部が県庁の10階に開設されたところでございます。

現在、SDGsの達成でございますとか、デジタル社会の急速な進展などによりまして、消費者を取り巻く社会情勢が大きく変化する中、消費者行政の政策創造、また国際業務の拠点であります戦略本部への国民のニーズや期待は一段と高まっていると考えております。

消費者庁新未来創造戦略本部におきましては、徳島県を実証フィールドに、全国展開を見据えたモデルプロジェクトを様々実施しており、着実に成果を積み重ねておるところでございます。

また、本年5月には、飯泉知事自らが、若宮消費者特命担当大臣、また野田地方創生特命担当大臣に対しまして、戦略本部の拡充に向けた財源体制の強化、「GX・DX新時代を先導する『消費者省』の実現」について、直接提言を行ったところでございます。

県といたしましては、引き続き、消費者庁新未来創造戦略本部はもとより、市町村、関係団体と連携いたしまして、全国をリードする消費者行政、消費者教育に取り組み、県民の皆様へ安全安心を実感していただくとともに、全国をはじめ世界に向かって、本県の先駆的な取組を発信してまいりたいと考えております。

こうした歩みの中で、消費者庁新未来創造戦略本部のさらなる機能の拡充を進めるとともに、消費者庁を消費者省へ格上げ、そして本県への全面移転につながるよう、今後とも取り組んでまいりたいと考えております。

山田委員

余り長々やるつもりはないけれど、この委員会も含めて、ずっと議論になってきました。しかし、今、消費者行政グローバル担当室長から答弁いただきましたけれども、2022年と書いているのですよ、この行動計画の中にはっきりと。そのできる可能性というのはみじ

んも感じないと。看板を下ろすべきだと、私は思うのですけれど、この点についてはどうなんですか、前列の皆さんは。

飯田消費者政策課長

ただいま山田委員から、行動計画と消費者庁の全面移転についての御質問を頂いております。

今、消費者行政グローバル担当室長からも申し上げましたとおり、もう重ねて申しあげることもしませんけれども、徳島県といたしましては、これまで様々な取組を行ってきております。そうした中で、オフィスから戦略本部へと着実にステップアップをして、今も様々なプロジェクト、そして国際拠点としての役割を果たしているところというふうに認識いたしております。県といたしましては、この流れをですね、しっかりと歩みを進めてまいりまして、徳島に新しい人の流れを呼び込み、東京圏への一極集中の是正、地方創生に大いに寄与するとともに、消費者庁を消費者省へ、そして本県への全面移転につながるよう取り組んでまいりたいと考えております。

山田委員

しつこくするつもりはないけれども、今言った中身ですね、残念ながら、やはり県民の皆さんに全く共有もされていません。それで、この消費者庁の徳島全面移転を2022年と、この行動計画の中で掲げられているわけです。それで、これの判断の時期ですね、もう2022年ですから、本来ならもう判断しないといけない時期にきている。この全面的移転は2022年からさらに、2023年だ、2025年だとずるずると伸ばしていくようなことなのか、そのことを検討する状況というのはどういうふうに考えているか、その辺はどうですか。

飯田消費者政策課長

ただいま山田委員から、行動計画と全面移転等の話の中で、今後の見通し、認識について、御質問がございました。

現在、2022年度末を目指した行動計画を実行中でありまして、2023年度以降のことにつきましては、今後また計画策定の中で検討してまいりたいと考えております。

山田委員

毎議会、この問題については聞いていかないといけないと思うのですけれども、やはり私自身はちょっと無理があるというふうに思います。またこれについては、引き続き聞いていきたいと思っております。

次に脱炭素社会の実現ですね。ロードマップなどを中心に聞いていきたいと思っております。

今、この夏の電力不足問題が各地で報道されております。これについては、やはり再生可能エネルギーと省エネルギーの推進の遅れのつけが、電力不足に現れたと私は思います。再生可能エネルギーと省エネルギーの推進を怠ってきた政治の責任は非常に重要だと思うのです。日本も参加している国際再生可能エネルギー機関のIRENAが、3年前に新たな世界という報告書の中で、化石燃料に大きく依存し、エネルギーの移行に対応できない国は、リスクにさらされると警告をしていました。日本は正にこの警告どおりになって

しまったと思うのですけれども、この電力不足問題ですね、県としてどういうふうに認識しているのかと。合わせて四国エリアの状況ですね。徳島県だけではよく分からないというようなことらしいのですけれども、四国エリアの状況について、お伺いします。

原グリーン社会推進課長兼危機管理環境部推進幹

ただいま山田委員のほうから、電力ひっ迫に関する御質問を頂きました。経済産業省資源エネルギー庁は、去る5月27日に、総合資源エネルギー調査会の電力・ガス基本政策小委員会に提出しました2022年度の電力需給見通しと対策について、公表いたしました。この中でですね、今夏の電力需給は10年に一度の猛暑を想定した場合においても、全てのエリアで安定供給に最低限必要な予備率3パーセントは確保できるものの、7月は東北電力、東京電力、それから中部電力の3エリアの管内の予備率がですね、3.1パーセント、それから北陸、関西、中国、四国、九州の5エリアの予備率もですね、3.8パーセントと、2017年度以降、最も厳しい見通しとなっているところでございます。

そこで経済産業省では、供給対策としまして、電力の公募調達、それから災害などに備えて予備電源の確保、再エネルギー電源の稼働の担保、それから安全性の確保された原子力の最大活用などを挙げております。

また需要対策では、需給ひっ迫警報など、国からの節電要請や、産業界、自治体などにおける節電要請の対応体制の構築のほか、セーフティネットとしての計画停電の円滑な発動準備なども検討するなど、需給両面であらゆる対策が想定されているところでございます。

また、家庭や企業における具体的なアクションにつなげられるようにと、産業界、自治体とも連携しまして、幅広く、継続的に情報発信する体制を整備するほか、できる限り節電への協力を要請するとしまして、需給ひっ迫警報、これは広域予備率が3パーセント以下になった場合に発令されるものですが、従来の前日18時から16時ということで、2時間前倒しをするとともに、広域予備率が5パーセントから3パーセントの見通しとなった場合も、注意報が発令されることとなりました。

さらに6月7日でございますが、政府は、電力需給に関する検討会合を開催しまして、2022年度の電力需給に関する総合対策を決定しまして、電力の供給対策として、あらゆる対策を講じていくとともに、需要対策として、2022年度は全国を対象として、できる限りの節電、省エネルギーの協力を要請することとなったところでございます。

こうした中ですね、6月27日、東京エリアの電力需給がひっ迫するとして、全国初となる電力ひっ迫注意報が発令されたところであり、暑い時間帯に適切に冷房等を活用し、水分補給も行って、熱中症にならないように十分注意するというところで、夕方15時から18時、時間帯は冷房を活用しつつ、使っていない照明を消すなど、無理のない範囲でできる限りの節電が呼びかけられているところでございます。

県におきましても、これまでもグリーン社会の実現に向け、率先して省エネルギー、節電に取り組むとともに、県民や事業者の皆様、県のホームページなどによりまして、市町村やとくしま環境県民会議会員等を通じまして、節電、省エネルギーの取組への協力を広く呼び掛けているところではございますが、このたびの東京エリアにおける、節電、需給ひっ迫注意報の発令を受けまして、県としましては、改めまして夏期の節電、省エネル

ギー対策については、市町村や関係団体に呼び掛けてまいります。

山田委員

実はこの梅雨が、残念ながらもう一部で明けたと、四国はまだ明けていないものの、やはり四国の水がめが非常に厳しい状況になっているという現状が言われています。今、グリーン社会推進課長から答弁があったのと合わせて、四国ではこの水問題、確保の問題ですね、というの、これは電力の上からも非常に重要な中身にもなってくるし、もちろん生活の上からも重要な要素になると思うのです。そういう中でね、さっき再生可能エネルギーと省エネルギーの推進の遅れというふうに言いました。実は脱炭素ロードマップを見てもですね、再生可能エネルギーについては一定の言及はもちろんあるのです。しかし、省エネルギーについて、具体的な言及が余り見れないなど、判然としないなど。しかし、実は1990年以降ですね、日本の省エネルギーは、先進国の中で最低クラスというふうにも言われているわけです。国が最低クラスですから、徳島県がそういう中で、県として、省エネルギー対策に取り組む基本、柱を教えてください。

原グリーン社会推進課長兼危機管理環境部推進幹

ただいま山田委員のほうから、脱炭素県版ロードマップの中で、再生可能エネルギーについては詳しく書いているけれど、省エネルギーについて、具体的な言及がないとの御指摘を頂きました。確かにロードマップ上ではですね、再生可能エネルギーにつきましては具体的な数値目標を設けて、2030年度に向けて、県庁一丸となって取り組んでいるところでございます。県における省エネルギーの取組でございますが、今年度もといいますか、電力需要が高まる夏場に、県民、事業者、行政が一体となりまして、節電、省エネルギーを推進する徳島夏のエコスタイルというのを実施しておりまして、今年度も皆さんの御協力のもと、ライフスタイルの転換による節電、省エネルギーを推進するために、5月から10月末までの間、「待ったなし気候変動対策にみんなで取り組もう」ということを合い言葉に、夏のエコスタイルを展開しているところでございます。この中では換気とエアコンの効果的な組合せによる冷暖房での室温、28度という設定、それから軽装での勤務、テレワーク、オンライン会議の推進、それから公共交通機関の利用や自転車への乗換えといった取組の推進をするとともに、いろいろな場面におきまして、啓発活動を行っているところでございます。

今後についても、地域で脱炭素推進の旗振り役となります、徳島県脱炭素対策マイスター等によります省エネ推進、それから脱炭素対策などの啓発活動を行いまして、脱炭素の実現に向けた取組を推進しまして、しっかりと広く、県民をはじめ事業者の皆さんにも呼び掛けて、節電における省エネルギーということで、取り組んでまいりたいと考えております。

山田委員

もう何と云っていいのかという思いがあるのですけれども、そこでね、実は経済産業省と関係の深い省エネルギーセンターのレポートで、現状と課題というのがあります。これではですね、製造業では、保温材からの放出口ス、放熱ロス、481ペタジュールと言うら

しいのですけれども、保温材の劣化によるロス、228ペタジュールとで、計700ペタジュールがロスしていると指摘して、レポートは省エネルギーという雑巾は、決して乾いていない状況だと。設備の老朽化、補修費の削減等によって、エネルギー損失の増大があり、要員合理化やベテランリタイア等によって、エネルギー管理の弱体化も進行しているという問題点をして、そのロスは、全消費量の12パーセント、100万キロワットの前発22基が、一年間に発電する量に相当するというふうにも言われています。

また住宅分野の放熱ロスも、400ペタジュール強と。省エネルギーに余地が多いことは、政府もどうやら認識しているようなのです。しかしそのことが余り問題にならない。さっきエコスタイルという話も出ました。それは大事です。そのことを否定しません。しかし、そんなことだけで省エネルギー対策をやっているということになるのかと思うのですけれども、その辺はいかがですか。

原グリーン社会推進課長兼危機管理環境部推進幹

啓発等では省エネルギー対策が十分でないというお話も頂きました。今、県としましては、やはり建物の省エネルギー対策ということで、住宅のZEH化、それから引き続き、事務所等のZEB化ということで、省エネルギー、それから創エネルギーを取り入れた脱炭素対策というのに取り組んでいるところでございます。こういった取組をさらに推進することにより、省エネルギーということに取り組んでまいりたい、そのように考えております。

山田委員

是非ともね、これはもう一度、省エネルギー対策については強化する方向で、やはり検討をする必要があろうと。電力不足の背景に、省エネルギー、再生可能エネルギーの推進の遅れというのがあって、特に省エネルギーについては、余り議論にもなっていないし、県のほうも先ほど言った具体化が非常に弱い分野になっているということなので、これは検討をよろしくお願ひしたいというふうに思います。

それと2月の私の質問、委員会でも本会議でもやったのですけれども、今年度は初期費用0円で、太陽光発電が設備可能なPPA事業を広く認知していただくために、県有施設において率先導入するとともに、県民の皆さんに安心して活用できるようにと、県が事業者を認定登録して情報発信する事業者登録制度を創設すると言われたけれども、これがどうなっているのかというのが1点と、もう時間の関係で、2点目に、スケールメリットによる価格低下を図るため、県民の皆さんから参加者を募り、太陽光パネルのなどの資材を一括発注する共同購入の普及推進を図ると、こういう答弁が危機管理環境部長のほうからなされました。これについて、今年度、もう既に始まって数か月たつわけですけれども、どういうふうに具体化されているのか、御報告ください。

原グリーン社会推進課長兼危機管理環境部推進幹

ただいま山田委員のほうから、PPAの事業者登録ということと、太陽光発電の共同購入の進捗状況ということで、御質問を頂きました。

まず、PPA事業者登録でございますが、委員も御承知のとおり、住宅等に初期費用0

円で太陽光発電設備を設置するP P A事業者というのがございまして、その事業を県が登録することによりまして、事業者の訪問販売等では、なかなか信用性がないということで、県のほうが、その事業者を登録するということが、安心して太陽光発電設備を県民の皆様を導入していただくという事業でございます。

現在ですね、最終、いろいろ認定基準でございますとか、最終的に県民の皆様へのメリット、デメリット、県内事業者への対応ということも含めて、最終調整しているところでございます。

もう1点、共同購入でございますが、これもですね、一般家庭の屋根への太陽光発電設備の導入促進に向けた施策として打ち出していまして、やはりこの共同購入事業というのを実施することによりまして、太陽光発電設備等をより安く調達する、たくさんまとめて導入するということのスケールメリットを生かしまして、価格低減を促して、太陽光発電設備の導入促進をするという事業でございます。

今後のスケジュールとしましては、今年度中にですね、この支援事業者を募りまして、それから県民の皆様を対象にですね、この共同購入の募集をかけまして、募集開始に向け取り組んでまいりたいと考えております。

山田委員

今、スケジュールですね、これ去年の2月の段階で答弁されているわけで、その時点からもう既に、前から検討に入ってるわけです。ということで見たら、このスケジュールを県民の皆さんに分かりやすく伝えないといけない。しかし、今のグリーン社会推進課長の答弁では、とてもよく分からないということがあるので、もう少し具体的に、P P Aにしても、今回の共同購入にしても、スケール、スケジュール、具体的な、大体これぐらいに、今年度中にやるというのは間違いないのだろうとは思いますが、ちょっとその辺について、お聞かせください。

原グリーン社会推進課長兼危機管理環境部推進幹

ただいま、もう少し具体的なスケジュールということでございました。

P P A事業者の登録制度につきましては、7月、できれば早い時期に事業者の募集を開始したいと思っております。共同購入につきましては、これも今年度、今、ここで申し上げられるのは、今年度早い時期に事業者との協定を締結するということが進めておりますので、御理解いただけたらと思います。

山田委員

時間の関係で、本当はもっと聞きたいのですけれども、これについては次の委員会も含めて聞いていきたいというふうに思います。

それで、グリーン社会推進課長のほうに向けた最後の質問になるのですけれども、平成30年度までにF I T認定された10キロワット未満の太陽光発電が、約8,000件というふうに、既に答弁されています。

この中で、耐震化された県内の戸建て住宅は、約16万6,000戸、つまり太陽光発電の設置率は、僅か4.8パーセントなんですね。95パーセント以上が未設置になっていると。長

野県では補助制度も県が取り入れて、さっき吉田委員さんも指摘しましたけれども、やはりほとんどの住宅に太陽光発電設備を付けられるところは付けていって、再生可能エネルギーに向かっていくという取組が必要だと思うのですけれども、この設置促進については、やはり具体化すべきだと思うのです。もう長くは要りません。検討するつもりがあるのかないのかだけ、お答えください。

原グリーン社会推進課長兼危機管理環境部推進幹

ただいま太陽光発電設備の設置について、御質問を頂きました。

県としましては、新築の住宅に関するZEH導入ということで、2030年60パーセントを目標として取り組んでおります。そうした中でですね、現行の戸建て住宅等への設置普及についても、しっかりと取り組んでまいり、ただ、おっしゃるように耐震化の問題ですとか、やはりなかなか新築でないと雨漏りとか、そういったトラブル等もございますので、県は、率先しても無理にという押し付けはできませんので、そうした中で、繰り返しのようになりますが、新築に関しましては、できるだけたくさんの方に導入していただけるような形で、しっかりと進めてまいりたいと考えております。

山田委員

新築はもちろんですよね。やはり一定の耐震化ができた住宅についても、長野県のように、そういう補助制度を設けてやろうという県もあるわけですから、自然エネルギー立県会長県として、是非、これは強く要望しておきたいと思います。

時間の関係で最後になります。アスベスト問題について、お伺いしたいと思います。

アスベスト問題ですけれども、国のほうでは令和10年度前後をピークに約10万トンということで、ピークは10年というふうなことが言われています。そこで、このアスベストの状況ですね、県有施設をはじめ、県内のアスベストを含有した建物の数は、どうなのかということと、4月1日からの法改正の動きもあったようですけれども、その中身ですね。それから昨年秋、アナライザーを購入したということで、その利用状況。そして皆さんから要望が強いのは、小さな業者さんからも、是非ともこれが活用できるような状況にもしてほしいという要望もきているのですけれども、この件について、簡潔に御答弁ください。

相原環境管理課長

ただいま県有施設のアスベスト対策の現状と、大気汚染防止法の改正の内容、アスベストアナライザーの使用頻度と今後の活用について、御質問がありました。

まず、県有施設のアスベストの状況です。こちらについては、全体の調査対象が755施設で、そのうちアスベストが使用されているという施設が令和4年2月28日時点で36施設ございます。このうち、除去済みの施設が23施設、囲い込み等で処理済みの施設が6施設、健全な状態で飛散のおそれがない施設が7施設となっております。このことから、県有施設では、平時におけるアスベスト飛散のおそれはないと考えております。

2番目の法改正についての御質問です。大気汚染防止法が令和2年に改正されまして、アスベストに対する対策が強化され、令和3年4月1日から段階施行されております。

具体的には規制対象の拡大といたしまして、アスベストを含有する全ての建材が特定建

築材料と定義され、作業基準が法に規定されたところです。

続きまして、今年の令和4年4月1日から適用された部分についてです。令和4年4月1日から、解体工事等の元請業者さんのほうが、電子システムによりまして、一定規模以上の解体及び改修工事について、事前に調査を行いまして、その結果を都道府県及び労働基準監督署へ報告することが義務化されております。これによりまして、石綿の有無にかかわらず、一定規模以上の解体及び改修工事につきまして、その内容、工事の場所、期間等を把握することが可能となりました。令和4年4月1日から6月9日現在の数値で申しますと、この事前報告件数は、県内全体で407件となっております。今後こういった部分につきましても、関係部局と連携を密にし、情報共有を図って、不適切な解体工事の未然防止に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、アスベストアナライザーの使用頻度についてです。アスベストアナライザーにつきましては、現在の運用としましては、解体工事等の現場に立入り時に持参いたしまして、より迅速な現場での測定及び指導に活用しているという部分が大部分でございます。それ以外に苦情対応等で立入りして、使用する場合もございます。使用実績については、今年度19件の立入検査、パトロールを実施いたしまして持参しております。このうち、聞き取り調査の中で、アスベスト含有建材の使用なしと報告のあった4件で使用しておりまして、4件ともアスベストは検出されず、事業者には、引き続き適切に事前調査を行うよう指導したところです。

それで、このアスベストのアナライザーの運用についてなのですが、このアスベストアナライザーと申しますのは、携帯型の簡易アスベスト分析機でありまして、アスベストを含有しているかどうかの確定検査に使用する機器ではございません。ですので、使用については、今後も県職員、担当職員が現場において立入り指導、確認のために使うことを想定しております。なお、このアスベストアナライザーにつきましては、簡易測定器ではございますが、測定技術には一定の習熟を必要といたします。そこで、担当職員につきましても、使用方法について、まず説明会、実地研修を行いまして、一定の技術をもって、今、立入検査に使用しているという現状です。

喜多委員長

それでは、午食のため休憩します。

再開は午後1時から再開します。(11時46分)

喜多委員長

再開をします。(13時03分)

松本環境指導課長

先ほど吉田委員のほうから、海岸漂着物の組成調査につきまして、御質問を頂きましたが、一部修正させていただきます。

漂着量全体に対するプラスチックの割合につきまして、約42.6パーセントとお答えさせていただきましたが、正確には約24.6パーセントでございます。申し訳ございませんでした。読み間違いでございます。従いまして、一番多いものが自然物で約62.1パーセント、

2番目に多いものがプラスチックで約24.6パーセントでございます。誠に申し訳ございませんでした。

扶川委員

先に皆さんがいろいろ議論されたことと全部重なるので、落ち穂拾いみたいになりますけれどお聞きします。

まず、水素のことですけれども、前から申し上げているのだけれど、東亜合成株式会社の水素をホワイト水素だという呼び方なんて初めて知りましたけれど、ほかにもグラム水素とかターコイズ水素とかいろいろあるのですね。ほかの製品を生産する過程で副産物として生成する水素をホワイト水素だということによって定義になっていますけれど、これ東亜合成株式会社に行った時に聞きましたら、元々塩酸として売っていたので、実はそちらのほうがもうかるのだと言っていました。県に協力して水素として提供していると。それでは、この塩酸というのは何に使うのか分かりませんが、元々捨てていたわけではないわけですね、この水素というのは。だから、副生水素といっても無駄なものを利用しているという理解は間違いです。だからこれでCO₂が減るのかというのは疑問なのですが、その点はちょっと正確な認識を持っていただきたいので、お尋ねします。

加藤水素グリッド推進室長

扶川委員より、東亜合成株式会社の副生水素について、御質問を頂きました。東亜合成株式会社徳島工場は、苛性ソーダの生産工程の中で水素が発生するという、そういう生産工程になっているので、発生した水素は一部自社で使う、あるいは販売するHCL、塩化水素に生成する過程にも使用しておりますが、こちらが確認しているところでは、全てが全て販売できるわけではございませんので、どうしても不要な水素が発生してしまう。これまでは、この水素につきましては、燃焼工程の中で燃焼させるか、あるいは何らかの形で廃棄をするかというような状況でございました。それをエネルギーとして利活用することができれば、非常に脱炭素に効果的ではないのかという認識の下、新たに水素ステーションを造って、バスや自動車に充填できるルートを新たに構築したところでございます。

扶川委員

一部廃棄していたのはどのくらいか、また教えてください。それは重要ですよ。

それから、県の計画、先ほど吉田委員さんに見せてもらいましたが、グリーン水素を生成することになっているわけですね。どうも話を聞いていても、なかなかグリーン水素推進の話が出てこない。もうちょっと太陽光について積極的に取り組む中で、グリーン水素を作る施設を増やしていてもいいのではないかと思うのですが、そりゃそれが割高になって効率が悪いというのであれば、時期尚早なのですよ。今慌ててやると、水素、水素と言っていると高いものを買わされることになる。もうちょっと後でもいいのではないかと私は思うのですよ。グリーン水素について、どう取り組むのか教えてください。

加藤水素グリッド推進室長

水素につきまして、自然エネルギー由来のグリーン水素についてのお話を頂きました。

現在、自然エネルギーにつきましては、太陽光、風力等で発電しております電気を一部事業者さんのユニットプラントなどで、なかなか蓄電池も高いという状況の中でためる、運ぶのが容易にできる水素の形、余った電力で水素を生成して水素として貯蔵するというような、そういう技術開発が進んでおまして、これがまだまだちょっと実用化まではいっていませんが、県外ではそういうプラン等を環境省等の実証事業などで既に実現しているところもございまして、そういった情報収集にも努めながら、本県といたしましてもグリーン水素を自然エネルギーの利活用にどう活用していくのか検討してまいりたいと考えております。

扶川委員

昨日の県土整備委員会の議論でも、企業局でも電気を余らせた調整のために、太陽光発電を止めていたなんてお話がありました。そういうときに水素に貯蔵して利活用すべきだと思うのですよ。今後、技術開発を期待しますが、とにかく水素、水素で先行してやっつけていけば良いという話ではないと思うのですよ。グリーンでなければ意味がない。極端に言えば、私はそう思います。

それから次の話ですが、海洋ごみについて、幾つかお尋ねをします。これも委員さんが次々と取り上げていただいて、なかなか前向きのお答えもたくさん頂いて有り難いなと思っているのですが、確認したいことが一つあります。

環境指導課長の答弁の中で、海岸漂着物処理推進法では海岸管理者に処理責任があるとおっしゃった。その一方で、一般廃棄物だから市町村が処分すべきである。このあたり、ちょっと十分理解ができていないので、どういう関係にあるのか教えてください。

松本環境指導課長

ただいま扶川委員のほうから、海岸漂着物の処理責任、市町村と海岸管理者との関係について、御質問がございました。

この点につきましてでございますが、廃棄物処理法におきましては、一般廃棄物の統括的な処理責任は市町村にあるというふうにされております。それで、海岸漂着物につきましては、排出事業者が定かでないものにつきましては一般廃棄物ということになっております。片や海岸漂着物に関して海岸漂着物処理推進法という法律がございます。そこにおきましては、海岸漂着物の処理責任というのが海岸管理者というふうになっているところがございます。そういうことで、両者の関係をどう捉えるのかということになるかと思っております。この辺り、法的整理というのは難しい面はございますが、海岸漂着物の回収につきましては、海岸管理者が管理している海岸、そちらについて適正に措置をしていくということでございます。片や、ボランティア団体等が回収した海岸漂着物、こちらにつきましては一般廃棄物ということになりますので、それは市町村において適正に処理していかなければならないというところでございます。

扶川委員

これはもう吉田委員さんの質疑の中で御答弁がありましたから、大体分かりましたけれ

ど、それが市町村によって温度差があるわけですね。ある市町村はきちんと引き取ってくれるけれど、ある市町村は拒否されるという話が実際に意見交換の中で出てきましたので、そういうことがないようにしていただけるという趣旨だと思うので、引き続き市町村に対する周知徹底をお願いいたします。

それから、海岸漂着物の問題では、もう一つ量の把握のことも、私もしつこくずっと聞いているのです。24か所ですか、大規模な調査をされた経過があるということでしたが、この24か所が全てでもないし。これまで大規模に回収したことがあるとしても、もちろん全て回収できていないわけで、海岸全体の状況をまだ把握できていないという私は認識なのですけれど、それはそれでよろしいのですか。

松本環境指導課長

ただいま海岸全てについて、承知と申しますか把握できていないのではないかとこのところでございます。

環境指導課におきましても、海岸漂着物の組成調査は行っておりますけれども、監視パトロール時に可能な範囲で海岸の状況確認を行っているところでございます。しかしながら、本県海岸線の総延長が約392.5キロメートルございまして、しかも危険を伴う箇所とか、あるいは民有地を通行しないと到達できない海岸などがございまして、全ての状況を把握するには至っておりません。従いまして、海岸管理者がパトロール時に確認した情報を入手するとか、あるいはボランティア団体の方の情報を参考にさせていただくなどにより、より広範囲の海岸状況を把握していく必要があるのかなというふうに思っております。環境指導課といたしましても今後とも海岸管理者、さらには市町村ともしっかりと連携しながら海岸状況の把握に努めてまいりたいと考えております。

扶川委員

分かりました。なかなか全部を把握するのは難しいのだろうと思います。完璧に把握しなければ回収に取り掛かれないということではないですから。それでももちろん分かったところからやっただけであれば良いですが、やはり全体の状況を知った上で、どれだけの規模の対策をとらなければいけないかという県議会なんかの議論にもつながりますから、努力していただいて、できるだけ全貌をつかむようお願いしたいと思います。

それから、省エネルギーの問題も議論されました。山田委員が再生可能エネルギーについては、割合、計画が立てられているけれども、省エネルギーについて十分ではないのではないかと、私もそのように感じます。その中でも気になっている点を言いますと、建物の省エネルギーということでは、Z E Hと併せてZ E Bについて非常に気になっております。というのは、公共建築物がこの中に多く含まれてくるからですね。Z E Bというのは建築計画の工夫によって日差しを遮断したり、自然エネルギーを利用したり、工法断熱化とか高効率化などによって大幅な省エネルギーを実現した上で、太陽光発電などによって創エネルギーをして、年間に消費されるエネルギー量が大幅に削減されている最先端の建築物だということで、経済産業省資源エネルギー庁のホームページで定義されておりました。このZ E Bの目標については、2014年4月に閣議決定されたエネルギー基本計画では、2020年までに新築公共建築物等でZ E B化を達成する。2030年度までには、民間も含めて新

築建築物の平均でZEBを実現するようになってきましたのに、2015年8月の自然エネルギー庁の小委員会で取りまとめますとZEHと異なり一定規模以上の建築物については、実現のハードルが高いということで、2015年12月のZEBロードマップ検討委員会の取りまとめでは、再生可能エネルギーを加えて基準一次エネルギー消費量から100パーセントではなくて75パーセント以上を削減したものをNearlly ZEB、再生可能エネルギーを除いて50パーセント以上を削減したものをZEB Readyとそれらの段階を設けて、さらに2019年のロードマップを見ますと、これに延べ床面積1万平方メートル以上の建物は省エネルギーで30パーセント削減するZEB Orientedという区分が導入されています。こういう区分を設けたのは、そもそも高層の建物なんかでは屋根に対して床面積が広いために、完全なZEB化は難しいという考え方であったように受け取りましたが、しかし、いかにもこれは当初の閣議決定からすると後退するように思えてなりません。その例が、私、この間から言っております新ホールなんですね。屋根がいっぱいあるのに太陽光発電設備を乗せない、新築公共物建築物として2020年には公共的な建物ですから100パーセントのZEB化のはずだったのです、最初は。それがZEB Orientedレベルにしているのですよ。これでも国の方針に合っているのですかね。考え方からすると違うと思うのですよ。屋根に乗せるのが難しいからZEB Orientedというのを設けて、高層建築物なんかでしたら太陽光発電なんか余りできないので、省エネルギーだけで対応するという考えのはずだったのに、あれ葉っぱいっぱいありますよね。私、花びらじゃなく葉っぱと言っていますけれど、あれが幾らかでも太陽光発電化すれば、もっとZEB Oriented以上の省エネルギー、ZEB化が進みますよ。なぜやらないのか。これはやはりきちんとした目標をZEB化について、県が持っていないからではないかと。担当部局の責任ではあるんですけど、やはり全国レベルを超える先駆的なZEB化目標というのを是非立てていただいて、こちらの部局のほうでも他部局に呼び掛けて、あるいは市町村にも呼び掛けて、もっと熱心なZEB化に取り組んでいただきたいなど。その際は、新築はもとよりですが、既存建物の省エネルギーについても最大限のZEB化を求める。例えば、ここだって、これ窓ありますよね。現地はたくさん窓ありますよね。もう既に断熱性というのが結構高いのかも分かりませんが、さらに高める方法だってあると思うのですよ。いろいろな工夫ができると思うのですが、そのあたり、このZEB、省エネルギーを推進していく立場にある部局として、どのようにお考えか教えてください。

原グリーン社会推進課長兼危機管理環境部推進幹

ただいま扶川委員のほうから、県有施設のZEB化に対する目標という大きな御質問を頂いたところでございます。

昨日の県土整備委員会の答弁と重複する部分もございしますが、国におきましては、2030年に目指すべき建物の姿としまして、新築される建築物につきましてはZEB基準の水準の省エネルギー性能の確保を目標としております。この部分が先ほど言われましたZEBには4段階ございまして、本来のZEB、これは省エネルギーと創エネルギーで排出量をゼロにすると。次がNearlly ZEB、それからZEB Ready、それとZEB Oriented、この四つがございまして、私の聞いているところは、新ホールにつきましては、Nearlly ZEBといいまして、省エネルギーで30パーセント減らすというところ

でございます。県におきましても、令和3年12月に徳島県版脱炭素ロードマップを策定しまして、脱炭素社会の実現を加速する2030年度までに取組を示しまして、今後予定する県有施設の新築改修事業について、率先的にZEBを導入することを全庁的な目標と掲げております。ZEB化に向けた具体的な数値目標は、委員お話のとおり設定しておりませんが、県有施設の新築、改築する場合には、どのようなZEB化が妥当かということについて、ZEB化検討チームというのも設置してございますので、組織横断的にそういったものを活用して推進してまいりたいと考えております。

扶川委員

今御答弁の中で、Nearly ZEBというのだとおっしゃいましたけど、その場合は省エネルギーでカバーしてほとんど大半を減らす、100パーセントいかないけれど75パーセント以上減らすのがNearly ZEBですよね。だからその太陽光発電、今の計画だと大規模に設けませんので、そうするとZEB Orientedです。これは十分な削減ができないものだと私は理解してはいますが違うのですかね。創エネルギー部分を設けないために、さらなる省エネルギーをやらなくてはいけないのだけれど、計画では30パーセント程度と聞きましたけれどね、私は。そこはちょっと確認していただきたいのですけれど。いずれにしても、創エネルギーをしっかりとやれば、もっとしっかりしたZEB化ができると思うのです。それが位置付けられていないからこういうことになる。

それから今、答弁があったので、それでいいですけど、これからしっかり目標数値も挙げて取り組んでいただきたいということをお願いをしておきたいと思っております。

それから関係するのですけれど、建物に関しては、ライフサイクルアセスメントということも前から申し上げています。ライフサイクルアセスメントというのは、ある製品サービスのライフサイクル全体、資源採集、原料生産、製品生産、流通消費、廃棄、リサイクル、またはその特定段階における環境負荷を定量的に評価する手法であるということウィキペディアに書いてありましたけれど、このライフサイクルに着目して脱炭素の取組を進めるということが2050年カーボンニュートラル実現には欠かせないと思うのですが、ここはどのようにお考えですか。

原グリーン社会推進課長兼危機管理環境部推進幹

ただいま扶川委員のほうから、ライフサイクルアセスメントの考え方を脱炭素の取組に考慮すべきではないかとの御質問を頂きました。

このライフサイクルアセスメントというものは、商品やサービスの原料調達から廃棄、リサイクルに至るまでのライフサイクル全体を通しての環境負荷を定量的に算定する手法でございます。例えば、建築物のCO₂の排出量については、解体除去過程としまして建物を解体して更地として解体廃棄物を処分する過程のほか、建設資材生産過程において鉄鋼やセメントが各生産工場で製造される過程、それから建物運用過程としましては、しゅん工した建物の冷房や照明等のエネルギー消費に伴う排出過程で、ほかにもございますけれど、このような各過程でCO₂が排出されて、この排出量を足し合わせたものが建築物のライフサイクルCO₂と呼ばれまして、地球温暖化への影響度を示す指標として用いられております。

県有施設の長寿命化、それから適切な維持管理、修繕につきましては、県の公共施設等総合管理計画を策定しております、この計画を基に県有施設等の戦略的な長寿命化最適化を実現していくこととなっております。委員お話のライフサイクルアセスメントにつきましては、この考え方を今後、関係部局とも共有して考えてまいりたいと思います。

扶川委員

今後、関係部局と協議して共有したいということなので、是非そうしていただきたいのですけれど、今は、そういうものを共有されていないのではないかと思います。というのは、今回のこれも新ホールが分かりやすいのですけれど、新ホールを造るに当たって、青少年センターを壊します。それから市の中央公民館とか社会福祉センターも壊します。どれも耐震改修をやってからそう間がない、まだまだ耐用年数があるものを壊してしまうわけですね。長寿命化ということから考えると全く相反する取組です。それによって一体どれだけ脱炭素に反する効果が生まれるのかもきちんと評価して、それを良いか悪いかは県民に判断していただく仕組みが要ります。だから、数字として計算できるような力を持っていたいただきたいのですよ。今度、危機管理環境部でいえば、沖洲の防災倉庫を造りますけれど、例えば、これだって、それを改修したりするのに工事をやれば炭酸ガスが発生するわけですね。それを発生されるのを抑えてZEB化を図っていくわけですが、廃棄してしまわずに再生利用するというのは非常に良いことです。そういう観点をあらゆる県行政ないし、市町村の行政でも持っていたかないと、お金が無駄になるだけではなくて、脱炭素にも反することになると。そのベースになる評価システムを作っていたいただきたいのですよ。例えば今度、新ホールを造るのに、ライフサイクルで見たら炭酸ガスの発生量はどうか聞いたら、答えが出てくるような仕組みを作っていたいただきたい。どうでしょう。

原グリーン社会推進課長兼危機管理環境部推進幹

ただいま扶川委員から、県有施設の長寿命化ということに関しまして、評価するようなシステム、仕組みづくりはできないのかという御質問を頂きました。

繰り返しになるのですが、県のほうでは公共施設等総合管理計画というのでも策定しております、この中で県有施設の戦略的な長寿命化、最適化を実現していくという計画もございますので、その計画の中身も含めまして、長寿命化が脱炭素社会の実現にどのように効果的であるかとか、そういった面について、また検討してまいりたいと考えております。

扶川委員

今の段階では、精一杯のことをおっしゃっていただいていると思いますので、余り詰めたくはないのですけれど、例えば新駅の設置に関しても、新駅で脱炭素が図られるという議論はされてますよね。でも、それは新駅を新しく造ることによって出てくる炭酸ガスの量というのが考慮に入っていないのですよね。だから、あらゆる行政をやっていく上で、脱炭素ということを念頭に置くならば、そのベースの数字を足してくる技術が要るわけですね。今民間ではそういうものが既にあるようですが、私も専門的でよく分からない。やはりプロフェッショナルの集団である県のほうで、しっかりそういう情報を集めて検討

していただいて、それで脱炭素の観点からはどうなんだということも、いろいろな計画、取組の中に情報として足して報告していただけるような仕組みを作っていたらいいというのが私の希望でございます。是非お願いしたいと思います。

それから、もう一つお尋ねしたかったのが、食品ロスの問題なのですが、いわゆる食品ロスについても、どこから何がどのくらい出ているかというふうなことを把握しないとやはり対策を取りにくいし、海ごみと一緒にですね。今、県としては、どこからどれだけ出ているかということは把握しておられるのですか。

原グリーン社会推進課長兼危機管理環境部推進幹

食品ロスがどれくらい出ているのかということで御質問を頂きましたが、手元に資料を持ち合わせておりませんので、御了承ください。

扶川委員

まあ急にお尋ねしたので分からないのかもしれませんが、例えばコンビニなんかで出ているものなんていうのは、生ものが多くて、その消費期限切れ直前に、店内で従業員に食べてもらったりして何とか消化するけれども、そうでない分は現状でも大量に廃棄されていますよね。こういうコンビニとかスーパーとかで廃棄されているものをどうするかということも本気で取り組んでいかないと、これからの食糧危機の時代にそぐわないと思うのです。食品ロスについて、県としてどこからどう排出しているかということ把握していただきたいのです。今後の取組としてお願いしたいのですが、いかがですか。

原グリーン社会推進課長兼危機管理環境部推進幹

ただいま食品ロスがどれくらい発生しているのか数量の把握ということで御質問を頂きましたが、家庭系の食品ロス、それから事業系の食品ロスというのがございまして、食品ロスの排出量でございますけれど、平成29年度が事業系食品ロスが1.3万トン、これ徳島県においてです。それから家庭系食品ロスが1.9万トン、そういった実績でございます。

扶川委員

また詳細の資料を下さい。それで結構です。また勉強していきたいと思います。

それから最後にお尋ねしたいのが、消費者行政です。私の相談者の中でも携帯電話のオーナーになるとかで、マルチ商法で1,800万円を振込んで回収できなくて、この間の委員会でも言いましたけれど、弁護士さんのところに連れて行っても、これは詐欺には該当しないので、刑事で告発するのも難しいし、民事についても投資ということであれば、リスクを承知でやっているのだから、なかなか回収できないということで、今のところ泣き寝入り。午前中の答弁にもあったように、規制する法律はあります。それについては、予防はあるのですけれど、曖昧ですね。禁止行為というのは、例えば特定商取引法第34条で商品の性質、品質など特定利益、特定負担、契約解除の条件、その他重要事項について事実を告げないこと、あるいは事実と違うことを告げるという、これは禁止行為になっていきますけれど、その商品の品質性能がどうかなんてことは、事実かどうかなんて検証できませんよ、そもそも。非常に難しいです。この化粧品で肌がつつるつつるになりますと言ったっ

て、それ、うそか本当か分からないですよ。私もしょっちゅう毛生え薬で失敗していますけれど、そういうのはなかなか検証が難しいですよ。このこともあって、結局どうにもならないんだと前に警察に聞いたことがありましたね。マルチ商法について、令和3年度まで特定商取引法における連鎖販売取引の禁止行為を適用した研究をするというので数字を頂きました。何と全国で平成29年0件、平成30年0件、令和元年1件、令和2年0件、令和3年1件ですよ。これ1件でもばかにならないのですよ。令和3年の1件で、被害人員は3,291人ですから。被害総額は13億5,091万円です。ここまで被害が広がるまで、手の打ちようがないという怖いのがマルチ商法です。特に、このマルチ商法について検証する、あるいは消費者の教育をするということの重要性を強調したいわけです。大学生の勉強ということで、岩佐委員が議論されましたけれど、非常に大事なことですが、大学生もアルバイトがなかなかない中で、マルチ商法をやれば、化粧品の販売なんかやれば、月々40万円もうかるよなんて話を真に受けて、親に援助してもらってやったら大赤字で、結局、親に負担をかけたという事例を私は知っています。70代ぐらいの女性で、さきほど言った1,800万円、テレビ電話のレンタルオーナーで被害者というのは、これ両方とも県内ですけど、知っています。こういう状況がどうして生まれるのか。マルチ商法とはどういうもので、どういう口上でどんなふうにして勧められるのか、どこに気をつけたらいいのか。消費者庁のパンフレットをもらったら、それもいろいろ書かれていますけれど、残念ながらちょっと分かりにくいですよ。見ましたけれど、私の感想では分かりにくい。動画を作るくらいのことをして分かりやすいものを作って、大学に入ったら、なかなか親のコントロールが利きませんから、高校生までの間にしっかり教育をしていただきたいなど。こういう意見は、もう既に出ていますので、教育委員会として、このマルチ商法について高校生にどのような教育をしてるのかというのを教えてください。

今田学校教育課長

ただいま扶川委員より、いわゆるマルチ商法について、高校段階でどのように指導を行っているのかということで御質問を頂きました。

高校におきましては、成年年齢引下げに伴うということで、消費者被害防止に取り組んでいるということで、家庭科の授業においては、消費者被害の未然防止につながるような悪質商法や多重債務のインターネットを通じた消費者被害など、近年の消費者被害の状況にも触れるということで指導が行われているところです。マルチ商法については、この悪質商法の一つという形で取り扱われているものと承知をしております。

また、全公立高等学校に配付をしております消費者庁作成教材「社会への扉」というものがございまして、この中に悪質商法などを取り上げているわけですがけれども、その中であっても、マルチ商法については紹介がございまして、先輩、友人、知人からすぐに利益が出るとか、人を紹介することでバックマージンが入るなどと誘われるといった形で、特徴について触れられているところでございます。

マルチ商法について、動画というお話もございましたけれども、本年5月に各県立高校に通知をいたしました内容の中で、成年年齢引下げ特設ウェブサイトというのを県のホームページに開設したということも周知をしております。その特設ウェブサイトの中に1分半ぐらいの動画ではあるのですがけれども、マルチ商法に関する動画も掲載いただいております。

まして、正に友人と断りづらい環境の中で誘いを受けるといった場面が動画でまとめられているものがございます。これも5月の時点で各高校のほうには周知を図ったところがございます。

扶川委員

時間がないので、ぱぱっと申し上げますけれど、とにかく楽しんでもうかるという勧誘術というのはものすごいものがあります。高齢者だけが引かかるのではなくて、若い人も引かかります。まるでどっかの団体の変なカルト集団の洗脳みたいなイメージを受けくらい吸い込まれます。この商品というのは、こんなにいいんだよ、科学的にこれだけ根拠があるんだよ、誰それがこんなにもうかったんだよ、その気になってしまうのですよね。親がおかしいよって言って説得しても聞き入れない。そこまで刷り込まれてしまうのですよね。そうなる前に、きちっとワクチンを打っておくことが大事です。そこまで至っていないから、実際に被害者が出るわけですよ。高校教育の中で、せっかく動画が使われていると思ったら、1分半では短いかも分からない。マルチ商法とは、そもそもどういうもので、これがマルチ商法かどうかというのを見抜く目が要る。本来だったら、ネズミ講みたいなことは違法になっているのに、たまたま商品だから違法になっていないだけであって、構造としては同じ連鎖販売なんだよということを教える。どういうことをされたら、これは法律違反だよと。もし引かかったら、それをどこに相談すれば良いかということも教える。クーリングオフを教える。教えることはいっぱいありますよ。そういうことをもう少ししっかりした教材を作っていただいて、これは高齢者も同じです。私が相談受けた方は、虎の子の1,800万円を増やそうと思って、自分は世間にもまれているいろいろなことを知っているんだという自信を持って関わったら、見事にやられた、そういう例がありました。そういうことにならないように、今の取組で十分だとは思いません。高校生からきちんと使えるようなマルチ商法に関する教材をしっかりと充実していただきたいということを最後にお願ひしておきたいのですが、いかがですか。

今田学校教育課長

ただいま扶川委員より、マルチ商法に関する教材で、さらに徹底を図るべきということで御質問を頂きました。

本日も答弁いたしましたように、トラブルがあった場合、相談窓口については、適切に周知をしております。その上で、マルチ商法については、悪質商法の一つということで、今高校の家庭科の教科書が手元にあるのですけれども、この解説といたしまして、やはり不意打ちを狙うであるとか断れない雰囲気にするなどして取引を迫るため、冷静な状態で意思決定を行い、不要な場合は、はっきりと断る勇気が必要であるといったような解説もあるところでございます。引き続き、マルチ商法を含めまして、高校生に対する消費者被害の防止というものにしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

扶川委員

また教材を下さい。終わります。

重清委員

朝から聞いておりました、ちょっと分かりにくかったので、海岸の漂流物ですけれど、これ国が処分するのか、県が処分するのか、町が処分するのか。三百何キロメートルあると言っていたのですけれど、これって、きちんとできているのですか。ここは県がやります、ここは町がやりますと、きちんとできた地図くらいあるのですか。まずお聞きいたします。

西岡河川整備課長

重清委員から、海岸の管理者ごとで適切に対応できているのかというお話を頂きました。海岸線につきましては、管理者が例えば河川海岸だったら河川整備課が所管、港湾だったら運輸政策課とかいろいろな所管がございます。それにつきましては、各海岸によりまして施設の管理者ががございます。それぞれが適切に管理を行っております、先ほど松本環境指導課長からもありましたように、例えば海岸線、各自で施設を管理しているものと併せて、ボランティアがごみを収集した、それにつきましては基本的には一般廃棄物ということで市町村のほうで対応していただくのですけれども、それができない場合については、各施設の管理者が対応しているという状況でございます。

重清委員

ということは、今の三百何キロメートル、管理者は県と国ですか。

西岡河川整備課長

海岸につきましては、県でいきますと河川海岸と港湾、それから水産、水産につきましては恐らく漁港ということになりますので市町村が管理、それから農業のほうで農林水産部のほうが持っているところということで、基本的には四つに区分されているのではないかと思います。

重清委員

この四つは、言われた県なり市町村、農業、漁業、何になる。

西岡河川整備課長

県の河川整備課、それから港湾ですと県の運輸政策課、それから漁港ですと漁港を所管する課、基本的には県での所管は生産基盤課なのですけれども、市町村が管理しているところが多いというふうに聞いております。それから、農地海岸につきましては生産基盤課が所管ということで、それぞれ、例えば東部県土整備局だったりとか南部総合県民局、そちらの所管で適切に管理をしてございます。

重清委員

ということは、今、管理しているのは国と県だけでしょう。三百何キロメートル、いやこれどこがするのかというのが、聞いていたら分かりにくいのですが、国がしてくれるのですかと。県がしてくれるのですか、町がしてくれるのですか。ちょっと聞くのだけ

ど、ここの管理はまずどこなのというのが、どういうふうになっているのだと。これが分かりにくくて。私らずっと海岸を見ているのだけれど、ごみがいつもあるので、どこに言ったら良いのかという話で。

西岡河川整備課長

基本的には、県と市町村が管理しているような形になっています。海岸線法律が被っていないところについては、自然海岸ということで河川整備課が所管になっているのですが、港湾だったり法律が被ったところについては、運輸政策課だったりとか、農林関係の法律が被ってるところだったら生産基盤課、漁港関係だったら生産基盤課なのですが、所管としては市町村が所管しているような形になってございます。

重清委員

県が管理しているところは、県が集めて、処分は町なの。

西岡河川整備課長

取り方によってちょっと違うのですが、例えば台風後とかに非常に多くの流木だったりごみだったりとかが海岸線に打ちあがると。そういうときには、施設管理者が自ら収集して廃棄物の処分も許可を持っている業者をお願いします。ただ、ボランティア団体だったり一般の方が収集したごみについては、一般廃棄物になりますので、それは基本的に市町村のほうで対応していただくのですが、なかなか対応できない場合がございますので、そのときについては施設管理者のほうに話があって、そちらのほうで対応をしているというのが現状でございます。

重清委員

ここで、先ほど聞いていて、市町村が処分してくれないと言っているけれど、このボランティアの方たちは、集める前に市町村と話はしていないのですか。集めたら、たくさんあったらトラックも要るんですよ、運ぶのに。人も要るんですよ。受入れ先とも話をしないといけないでしょ。そうしたら当然、これは各市町村と話をしているはずだけど、集めてから受け入れませんという話をしているのですか。ちょっと聞いていて分かりにくかったのですけれど。

西岡河川整備課長

ボランティア団体さんが集めた分で、施設管理者にお問合せがあったり、お話がある場合については、市町村とどういう話をしているかというのは分からないのですが、市町村のほうで対応できないので、何とかお願いできないだろうかというお話を頂くときは多いというふうに認識しております。

重清委員

市町村と最初に話はしているのでしょうか。していないのですか。ボランティアさんは勝手に集めて、土日に集めたから持って行ってくれと。日曜日に受け入れるところはないわ

と。これまで準備していないという話ですか。一体ボランティアの人たちと市町村がまず話をしているのではないのか。勝手に集めて、これから持っていく、いかないという話なのか。ここはちょっと聞いていたら分からないのだけれど。

西岡河川整備課長

すみません。ここは施設管理者としての推測にはなるのですがけれども、少量のごみだったり、プラスチックだったり流木というので市町村のほうが対応できる場合は、そのまま対応していただいているのですがけれども、流れ着いたごみというのは、例えばタイヤとか一般廃棄物と言われながらも、ちょっとそこ種類が違うようなものがあったりですとか、海上に出たりというところもあって、なかなか市町村が対応できない場合もあるというふうには聞いてございます。

重清委員

正確な県の海岸線で、市町村とボランティアの人たちが、いろいろあっちもこっちも受け入れてくれないということはどうなっておるか、状況は全然把握していないということ。委員会でそういう話をしていたということ。今こっちの環境のほうは。普通に考えたら市町村とまず話をするのはないのかと。市町村も予算が要るのだから、車雇って、人雇って、受け入れるところ、燃やしてくれるところだって先に話をしておかないといけないのだから、当然これはしているのではないかな。これもして、集めたけれどあきませんと言っているのか。これ違うの。それで、海岸線で取ってくれると言ったら、海が荒れたら何ぼでも来るでしょ。先月取ったと言っても、またたまりますよ。そのお金と言ったら、県に言ったら全部取ってくれるのかなという話で。今、海岸線すごいよ。海が荒れたら必ず流れてくるけれど。どこから流れてきているのかというくらいの木くずやプラスチックが。せっかくこの間きれいにしたのになどいって、また海が荒れたら来ているではないかと。これどういう計画を持ってしているのだと。今三百何キロメートルあるやつを。簡単に取ります、持っていきますと言ったって、どうやって持っていくのだと。これ幾らの予算を組んでやるのだと。どんな計画立てておるのかなと、県は今。あれをきれいにしてくれる人もよっぽどいる。業者に頼んだらよっぽどいる。簡単に市町村ですてくれと言ったって大変だと思う、あれだけの量を。あんなもの海が荒れた後、見たらいっぱいでしょ。1回取ったらもう1年間何もなしではないのですよ。1か月でも1週間でも海が荒れたら来ますよ、また。それ毎回毎回言ったら取ってくれるのですかという話です。頼みにいきますよ。

西岡河川整備課長

施設の管理者として施設を適正に管理運営というところの中で、特に海岸線につきましては利用者がございますので、利用者が安全に利用できるというところの観点の中で、非常に多くのごみがある場合については、施設管理者が対応しているという状況もございません。ただ、なかなか予算とか人員も限られているというところもございますので、できるだけ環境省の補助事業を使ったりとか有効利用した中で、今対応しているのが現状でございます。

重清委員

それでは年間幾らの予算でやっているのですか、今。去年ので結構ですから、このごみ取るやつで。毎年同じ予算ですか。

西岡河川整備課長

河川整備課が所管してる海岸関係でいきますと、今環境省の補助事業をいただいて対応しているところにつきましては、1,500万円を総額で予算を手当てしてございます。ただ、台風時期で非常に多くの台風が来たりとかで足りない分については、補正予算とかで予算要求したりする場合がありますし、昨年だったり一昨年だったりとか非常に台風が少ない時期については、予算を減額する場合がございます。

重清委員

これは三百何キロメートル絶対あるなと思って取りに行ってくれているのが、1,500万円で行けるのですか。これ1か所か2か所ではないのか。これ三百何キロメートルもあるうちの。何十年も取っていないところはたくさんないかなと思うのですけれどね。ここの海をきれいにしようと言うのだったら、本当にこの300キロメートルやるのだったら、幾らいるのですかという話ですよ。中途半端に、これだけ予算をつけているのでできております、ほんなら誰がここに付けたのですかという話ですよ、予算は。これだけの金額でどうやってできるのだと思うのですけれど、どうでしょうか。

西岡河川整備課長

先ほど御説明させていただいた1,500万円につきましては、河川海岸ということで河川整備課が所管している部分でございまして、あと港湾だったりとか生産基盤課、漁港関係ですね、そちらとか農地海岸とか所管がちょっと分かれておりまして、ほかの所管のところについては、データを持ち合わせていませんので、河川海岸だけちょっと説明をさせていただきました。

重清委員

そうしたらお願いに行ったらしてくれるんですね。予算はよく分からないのだけれど、今のだけしか言わないだけで、あっちもこっちも予算を組んでいるという話で良いのかなと思って。

太田農山漁村振興課長

生産基盤課で所管しております漁港海岸における昨年度の海岸漂着物の処理状況について御説明をさせていただきます。

生産基盤課が所管をしております漁港海岸につきましては、昨年度、重清委員がおっしゃるように、台風等の後、漁港の機能に支障が生じる、そういうような状況になった際に6回ほど、この漂着物の処分について行っております。基本的には、先ほど河川整備課のほうからもお話がございましたように、海岸の適正な管理運営に支障が生じるというふう

に考えられる場合に、こちらの事業を活用させていただきまして、ごみ漂着物の処分を行っておるところでございます。

重清委員

その海岸でなく、今のは漁港の中と思うのだけれど、あそこはやはりスクリーンが絡まりますから、漁師の方々は、これすぐ取ってもらわないといけないので、すぐ対応はしてくれると思うのですよ。今、メインで言っているのが、この海岸線に着いている漂着物でしょ。本当に取れるのか簡単に。市町村に言って処分さえできたらいけるのですかという話ですか。それは結構ありますよ。見に行ったこと、海が荒れた後行っていますか、皆さん。これ現場を。どうやって取ってくれるのかな。

西岡河川整備課長

ちょっと繰り返しにはなりますけれども、海岸線、施設を利用されている方が安全に利用されるという観点の中で、施設を適切に管理するというところの中で、支障になる分については、県のほうで対応しているというところもでございます。恐らく平成30年とか松茂海岸だったり鳴門海岸のほうで台風後に非常に多くの流木だったりごみが流れ着いた、それが新聞報道にも出た、そこについてはやはりそこをそのまま置いておくというのは施設管理上問題があるというところで、県のほうで対応したという事例もでございます。

重清委員

その言っている安全なというのは何が安全な基準というか、海岸の漂着物があって何の安全にと行っていくのか。歩くのに支障が無かったらいけるのか、海岸に流れ着いているのに安全って何なのかというのがちょっと分かりにくかったのだけれど、どういう安全か。

西岡河川整備課長

例えば、松茂のほうだったらサーフィンされる方がおられたりとかいうのもありますし、海岸線を歩かれる方もおられる。その中で大量のごみだったり流木をそのまま放置するとそれがまたほかへ影響する可能性があるという判断の中で、施設管理者が対応したというところでございます。

重清委員

分かりました。そしたら頼んだらやってくれるという解釈で良いのですね。安全性で、これ危ないではないかと、釣り客が危ないと、サーファーが危ないという話でしょ。歩くのに、この辺ジョギングしているのだけれど危ないではないかと言って頼んでいったらできるということでもよろしいですね。

次、先ほど最初に報告があった鳥獣の件ですけれど、今日見させてもらったのですが、これニホンザルの件だけちょっと聞きますけれど、1,564頭捕っているというので、これ何で捕っているのが一番多いのですか。大型おりとか鉄砲とかわなとかあると思うのですが、サルの場合、これどれで捕れたのかなと思って。

金子鳥獣対策・ふるさと創造課長

ただいま重清委員から、サルの捕獲について、御質問を頂きました。

サルにつきましては、令和3年の数値になりますけれども、1,564頭につきまして、有害駆除で捕獲しております。そのうち大型おりによる捕獲につきましては444頭ということになっております。

重清委員

残りは鉄砲でということよろしいのですか。

金子鳥獣対策・ふるさと創造課長

鉄砲とわなという区分はちょっと数字は持ち合わせておりませんので。

重清委員

この大型捕獲おりですけれど、これ前回の委員会の時に、これが一番有効なのだということで、牟岐町もたくさん出ているので、牟岐町で設置しますと言ったのですけれど、これを設置して、餌づけして、それでまた捕獲するまで何か月ぐらいかかるのですか。

金子鳥獣対策・ふるさと創造課長

ただいま重清委員から、捕獲まで何か月かかるかという御質問を頂きました。

期間につきましては、何か月ということは申し上げられないのですけれども、現地のほうにおりを設置しまして、餌づけをしたりして掛かるまでの取組が続けられるということになります。

重清委員

その大型捕獲おりは、何基持っているのですか、県は。

金子鳥獣対策・ふるさと創造課長

ただいま大型捕獲おりの個数について、御質問を頂きましたけれども、県が持っているのは10基でございます。

重清委員

今10基で、10基とも活用して設置をしてるのですか。それとも今はもう空いて、また餌づけに入っているのか。というのは、たくさん増えてきているのですよ。今、うちらはもう全部田植えが始まりましたので、柵で囲っているのですけれど、これもうすぐ7月、8月、稲刈りが終わりますけれど、そうしたら全作終わりますので、そうしたら、来ますので、餌づけするのだったら早めに準備をしてもらわないといけないのですけれど、もう全部、今満杯状況か空いているのか。もう田舎はすごいですよ、サルが。これ西も南も一緒です。待っているのだけれど、一つも報告もないし、いつしてくれるも何もないと。どういう状況かなと思って。足らないのだったら、もうちょっと増やしていただけないかなと思ったのですけれどね。

金子鳥獣対策・ふるさと創造課長

ただいま大型捕獲おりの県有のものについて、御質問を頂きました。

県が持っている10基につきましては、もう各市町村のほうに配置しておりますので、今後は4年度の事業の中で、ニホンザル対策強化事業というものがございませうけれども、その中でGPS調査をしまして、おりを置くのに適したような場所を探して餌づけをしてという取組をやることとしておりまして、現在、県のホームページでプロポーザルで業者を募集しているところでございます。

重清委員

これ業者がするのですか。すみません、知らなかったけれど。10基を業者がする、それとも餌づけだけを業者がするの、GPSをつけるのに業者がするの、何を業者の人がするのですか。

金子鳥獣対策・ふるさと創造課長

GPS調査から始まりまして、大型捕獲おりの設置場所でありますとか、あと餌づけを含めまして地元の方に技術を指導するということまでの一連の業務につきまして委託するというところで実施する予定としております。

重清委員

これプロポーザルで募集して、これをそうしたらどこが手を挙げるのですか。この町村か、この猟友会の人がするの、プロポーザルに対して、どちらが手を挙げるような。

金子鳥獣対策・ふるさと創造課長

ただいま、どこが手を挙げるのかという御質問を頂きました。

公募型のプロポーザルとしておりますので、その専門の業者といったところが該当するかというふうに考えております。

重清委員

専門の業者は何社あるのですか。猟友会ではなく専門の業者があるのですね。これが県下で今どれぐらい。

金子鳥獣対策・ふるさと創造課長

正確な数字はつかんでおりませんが、数社はあるというふうに考えております。

重清委員

そうしたら、これは大体市町村ぐらいであるのでしょうか。地域も分からないし、どこかも分からないような人らが、ここで自分が手を挙げて、プロポーザルやりますと言ってやるのか、ここの人らがいて初めてやるのか、どういうプロポーザルをかけるのですか。

金子鳥獣対策・ふるさと創造課長

ただいま、どういうふうにするのかという御質問を頂きましたけれども、加害ザルにつきましては、群れにつきまして、加害の程度が大きいところにつきまして順次GPS調査を実施しております、そうした中で令和4年度につきましてはGPS調査に始まりましておりの設置までという対策強化事業を行うこととしておりまして、今年度につきましては2か所、海陽町と鳴門市のほうで実施する予定としております。

重清委員

これ10基のおりがあつて2か所しかしないのか。

金子鳥獣対策・ふるさと創造課長

10基のおりについては、各市町村のほうに貸出しをしておりますので、また新たにということなると思います。

重清委員

分かりにくくなってきた。新規を2基。新規を2基ということで、10基は今、市町村に貸し出しているということで。それなら2基が海陽町と鳴門で12基になるということでよいのですね。それなら海陽町が入っているのなら構わないと言ったらあれだけれど、この10基は1年、2年貸すのですか。貸してある10基というのは、どういう契約になっている。もう一回そうしたら今やっている所と違う場所で、この市町村でやっていくのか。これは市町村に何年の貸出しですか。10市町村だけでしょ、24市町村のうち。徳島市は要らないのかな。

金子鳥獣対策・ふるさと創造課長

ただいま大型捕獲おりについて、何年の契約でという話がございましたけれども、特に何年という決まったものはございませんで、要望に応じまして貸出しをしたり、場所によっては使わなくなったというところもございますので、そういったときには、ほかの市町村にまた要望を求めたいということでお貸しして運用しております。

重清委員

もうとにかく今本当に県民は困っていますので、一日も早く駆除していただきたい。もう家のほうに来ていますので。家の中に入って来ているのですよ、本当に。早く捕っていただきたい。あっちもこっちもですよ。幾らテリトリーがこれだけと言うけれど、これは違うというのがたくさんありますよ。これは現状をやはり把握してもらって、早く対策をとっていただきたい。もう田舎のほうは高齢者の人ばかりですので、全然逃げませんので、これだけはお願いしておきますよ。早急にやっていただくようお願いしておきますので。

平井農林水産部長

ニホンザルの深刻な影響が地域に及んでいる、それ前提でお話を頂戴しているところで

ございます。昨年度も当委員会におきまして、今後5年間の適正管理計画について御論議を頂戴したところでございます。今年の3月に今後5年間の新たなニホンザル適正管理計画を策定させていただきまして、その際に、集落における被害の程度の軽減、それを新たな目標設定にさせていただきました。これは地域の皆さんに、被害が減ってきたな、その実感をしっかりしていただこうではないか、それを盛り込ませていただいているところでございます。そういう新たな計画の基本理念をしっかりと念頭に置きまして検討いたしまして、市町村、JA評議会、関係機関の皆さんともこれまで以上に緊密に連携を図りまして、ソフト面、ハード面両面からしっかりとサル被害対策に取り組んでまいりたいと考えておりますので、今後とも御指導をよろしく申し上げます。

重清委員

分かりました。終わります。

吉田委員

すみません、先ほど重清委員から、海岸漂着ごみについて、一体海岸管理者ってどこなのですかというような質問があったと思うのですが、先ほど私の質問した地域計画の中でも、この海岸管理者というのが役割分担の中でも一番前にいって、適正な処理を行うという一番の責任者というような位置付けが、はっきり書かれています。それで、その海岸管理者はどこだというと、国土交通省のホームページに、全国海岸管理者一覧表というのが載ってまして、徳島県の海岸は、ほとんど徳島県、全部徳島県と書いてあります。だから一般廃棄物の処理は確かに市町村なのですが、やはり御答弁の中では、施設の管理者、各施設管理者という言葉があちこち出てきて、海岸管理者と何か混同して委員のほうは、私も聞いてしまったのですが、海岸の管理者というのは徳島県なので、主体性を持って、やはり市町村への調整も、先ほど御答弁いただきましたけれども、県が管理者ということで、そういう認識でよろしいのでしょうか。その確認をお願いします。

太田農山漁村振興課長

ただいま吉田委員のほうから、海岸の管理者について、御質問を頂きました。

生産基盤課で管理をしております漁港海岸でございますけれども、本県の漁港海岸については全体で27ございますけれども、そのうちで市町村が管理をしているものがございまして、漁港海岸につきましては、県及び市町のほうで管理をしているというところでございます。

吉田委員

では、この国土交通省が発表している令和3年海岸管理者一覧表というのはちょっと正確ではないということで、実際は市町村と県がそれぞれ管理しているのが混在しているというのが正しい認識ということでよろしかったですか。

太田農山漁村振興課長

ただいまの吉田委員がおっしゃっていただいたとおり、先ほど国土交通省のホームペー

ジを御覧いただいたということでございますけれども、漁港海岸につきましては、農林水産省の水産庁の管轄ということになりますので、そちらのほうに該当するものについては国土交通省のホームページのほうには掲載がなかったものと考えます。

吉田委員

分かりました。

原グリーン社会推進課長兼危機管理環境部推進幹

申し訳ございません。扶川委員の質問の際の発言を、ちょっと訂正させていただきます。ZEBの定義の説明の時に、私が発電力でエネルギーの排出量と確か申してしまったかも分かりませんが、エネルギー消費量の間違いでございます。申し訳ございません。

喜多委員長

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

それでは、以上で質疑を終わります。

次に、当委員会の県外視察についてでございますが、8月25日から8月26日までの二日間の日程で、地方消費者行政及び複雑、多様化する環境問題に関する先進的な取組を調査するため、東京方面の関係施設等を視察したいと考えておりますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」と言う者あり)

それでは、さよう決定いたします。

これをもって、消費者・環境対策特別委員会を閉会いたします。(14時19分)